

平成 24 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 24 年 12 月 6 日 開会
平成 24 年 12 月 13 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	3
議第66号（提案説明・質疑・討論・採決）	6
議第67号（提案説明・質疑・委員会付託）	14
議第68号（提案説明・質疑・委員会付託）	15
議第69号（提案説明・質疑・討論・採決）	17
議第70号（提案説明・質疑・討論・採決）	18
議第71号（提案説明・質疑・討論・採決）	20
議第72号（提案説明・質疑・討論・採決）	22
選第1号	25
散会	26

12月13日

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
説明のため出席した者	27
職務のため出席した事務局職員	28
開議	29
諸般の報告	29
一般質問	29

6 番 田中政治議員	2 9
2 番 浅野常夫議員	4 4
9 番 森島正司議員	4 6
議案上程	6 2
議第67号及び議第68号（委員長報告・質疑・討論・採決）	6 3
発議第 2 号及び発議第 3 号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	6 6
閉会	7 0
会議録署名議員	7 1

平成24年12月6日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成24年12月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第66号 専決処分の承認について
平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
日程第7 議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
日程第8 議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議第69号 輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第70号 輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第71号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第72号 町の字区域の変更について
日程第13 選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 木野隆之 教育長 森島昭道

参 事 兼 会 計 管 理 者	加 藤 智 治	調 整 監	加 納 孝 和
調 整 監 兼 福 祉 課 長	岩 津 英 雄	総 務 課 長	兒 玉 隆
経 営 戦 略 課 長	荒 川 浩	税 務 課 長 兼 会 計 室 長	田 中 実
住 民 課 長	松 井 均	産 業 課 長	中 島 智
建 設 課 長	高 橋 博 美	教 育 課 長	森 島 秀 彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	足 利 恵 信	議 会 事 務 局	西 脇 愛 美
-------------	---------	-----------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成24年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、4番 小寺強君、8番 森島光明君を指名します。

○議長（北島 登君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月13日までの8日間とすることに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成24年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本年もいよいよ押し詰まり、多事多端なことと存じますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成24年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席賜り、誠にありがとうございます。

この一年を振り返ってみますと、国際的な出来事では、ユーロ圏の経済危機問題が根本的な解決を見ないままに迷走しております。前回申し上げましたと思いますが、避難通貨としての円高傾向が相変わらず続いております。

世界の政治状況を概覧しますと、ロシアの大統領選挙でプーチン氏が、アメリカ大統領選挙ではオバマ氏が当選し、最近では習近平氏が中国の国家主席に選出され、世界の主要国の新たなリーダーが決まった一年でもありました。また、北朝鮮の金正恩氏の第一書記就任も今後のアジア情勢に何らかの変動要因となる可能性があり、注目をいたしております。

8月には韓国の李明博大統領が国際法を無視して竹島に上陸、唐突な天皇謝罪要求等からも日韓関係の悪化を来しております。9月には日本の尖閣諸島国有化に対する中国の反日デモが繰り返される状況となり、中国政府のデモンストレーションとしての監視活動が活発化し、再び領土問題が生じてきた感があります。日本の政府の稚拙な外交とも相まって、この影響で日本企業のチャイナリスクに対する感覚が高まったんじゃないかと、そんなふうに思っております。

また、国内では東京スカイツリーの完成・開業により、建築技術の水準の高さを世界に発信いたしました。また、京都大学の山中伸弥博士のノーベル賞の受賞、これは日本の科学技術の将来へ期待を抱かせる出来事でもありました。

さらに、第67回国民体育大会・ぎふ清流国体においては、輪之内町も軟式野球の会場となり、町民の皆様の温かい御支援のもと、成功裏に終えることができました。心から感謝を申し上げます。また、高円宮妃殿下と典子女王をお迎えすることもでき、記念すべき一年であったと思います。

さて、国政においては、11月16日に衆議院が解散されました。一昨日に第46回衆議院総選挙が公示され、少数政党乱立により大混戦ではありますが、各立候補者も出そろい、激しい選挙戦に突入しております。今回の選挙では、いわゆる第三極の政党がどこまで勢力を伸ばし、選挙後の政権の運営に影響を及ぼすのか、注目をされております。有権者は、どの政党、どの候補者にこれからの日本のかじ取りを委ねるのでありましょうか。責任を持った投票行動が望まれるところであります。

我が国では、東北大震災の被災地救済のおくれ、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害が依然深刻な状態であること、TPP、領土問題、エネルギー対策、景気対策など、喫緊の課題が山積みをしております。今選挙において選出される政権与党は、内政・外交ともにリーダーシップを発揮し、日本の将来を明るくものにしていって、責任政党としての自覚を示すべきと考えております。

また、私は、常々地方が元気でないと日本全体も元気がないと考えております。そんな中、世界的大企業のソニー美濃加茂工場が閉鎖されるというニュースがありました。電機産業界の景気は大変厳しいものとは思っておりましたが、全国的にも、パナソニック、シャープ、富士通、ソニーと、相次ぐ企業の撤退で当該市町は頭を痛めていることと思います。他業種においても、世界経済の景気後退、超円高の進行等により、地方公共団体の税収にも好ましくない傾向が出ております。私どもは、これを他山の石として、より足腰の強い財政構造を構築していく努力をしてまいりたいと思います。

それでは、本日提出させていただきます議案の御説明をさせていただきます。議案の内訳は、専決処分の承認1件、補正予算2件、条例改正3件、その他1件の、合計7件でございます。

議案の概要を、順次、御説明申し上げます。

初めに、補正予算関係でございます。

議第66号 専決処分の承認につきましては、今回の衆議院議員総選挙に係る費用506万1,000円を補正し、歳入歳出それぞれ36億5,843万2,000円としたものであります。

議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,965万6,000円と定めるものであります。

それでは、初めに、歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

民生費の社会福祉費につきましては、福祉医療受給事務に係る費用に不足が生じたので補正するものと、国民健康保険費で、人事異動に伴い、人件費の不足分を特別会計へ繰り出すものであります。児童福祉費につきましては、保育園の電気料金に不足が生じますので補正をするものであります。

消防費につきましては、放射性物質の測定を原発再稼働の前に実施いたしましたが、今回は原発稼働中の段階でも測定しようと手数料を補正するものであります。

歳入補正予算につきましては、歳出補正の財源として繰越金を補正するものであります。

次に、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,520万5,000円と定めるものであります。

歳出につきまして、総務費、総務管理費では、職員の人事異動に伴う人件費の不足分を増額するものであります。

保険給付費、療養諸費につきましては、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費につきまして、当初予算の見込みを上回るペースで推移をしておりますので増額の補正をするものであります。

保健事業費では、精密検査費の補助金に不足が生じたので補正をいたします。

歳入につきましては、療養給付費等交付金は、退職被保険者等療養給付費及び療養費に対し支払基金から交付されるものであります。

繰入金は、人件費の補正に伴う、一般会計からの繰入金であります。また、その他歳出補正の財源として繰越金を充てるものであります。

以上で、平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）及び輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、条例改正関係でございます。

議第69号 輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等の関する法律の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものであります。

議第70号 輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例につきましても、災害対策基本法の一部改正に伴い、関連する町条例の一部を改正するものであります。

議第71号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものであります。

議第72号 町の字区域の変更につきましては、輪之内町東部ほ場整備事業の換地業務に伴い、字区域の変更を行うものであります。

以上で提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（北島 登君）

日程第6、議第66号 専決処分の承認について、平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第66号 専決処分の承認について説明を申し上げます。お手元に配付の議案、1ページをお開きください。

議第66号 専決処分の承認について。平成24年11月19日地方自治法第179条の規定の

より、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成24年12月6日提出、輪之内町長 木野隆之。

次に、2ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。平成24年11月19日、輪之内町長 木野隆之。

専決第3号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。

次に、3ページをお開きください。専決第3号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。平成24年度輪之内町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ506万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,843万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年11月19日専決、岐阜県安八郡輪之内町長。

4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をさせていただきます。当該補正予算につきましては、御案内のとおり、去る11月16日に衆議院が解散され、この12月4日公示、16日投・開票される衆議院議員総選挙に係る事業費を計上したものでございます。

先に歳出補正予算について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

選挙管理委員会費の17万2,000円は、当該選挙に係る選挙管理委員会委員の報酬で、委員会7回分を計上したものでございます。

次に、選挙啓発費の5万7,000円は、投票率の向上等を目指すべく、明るい選挙推進協議会委員による選挙啓発費に係る報酬、11人分を計上したものでございます。

続いて、衆議院議員総選挙費の483万2,000円は、選挙に係る直接の事業費であります。主なものとして、報酬の51万5,000円は、投票所、開票所における各管理者及び立会人の報酬を計上したものです。職員手当等については、選挙事務に従事する職員の時間外手当を計上したものです。その他、委託料の57万4,000円は、選挙人名簿、投票所入場券の作成や、ポスター掲示場の設置・撤去に係るものを計上したものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明いたします。3ページをお開きください。

歳入の補正は、先般、県から通知をいただきました当該選挙に係る県支出金、総務費委託金で469万4,000円を計上し、不足分については、次のページでございしますが、36万7,000円につきましては、繰越金を充てております。

以上で、議第66号 専決処分の承認についての説明を終わらせていただきます。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回、衆議院の解散に伴って選挙が行われるための補正予算でありますけれども、まず1点目、県の支出金で賄う部分と一般財源で賄う部分、選挙管理委員会、あるいは選挙啓発費は町独自で行うということで一般財源から行くと。それから、選挙費の中の13万8,000円というのは、これほどの部分が町で独自で行うものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう1点、委員の報酬が今回追加されておりますけれども、選挙管理委員会も開かれているのかどうか。今後、7回分と言われましたけれども、いつ、どのように開かれていかれるのか、ちょっと教えていただきたい。

それからもう一つ、明るい選挙推進協議会ですけれども、この明るい選挙推進協議会というのはどういうことをやってみえるのか。今回の衆議院選挙に向けてどういうことを、この啓発事業と言われましたけれども、どういうことをやっておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

まず、一般財源に充てた36万7,000円をどのように使うかと、そのうち、先ほど議員は衆議院選挙の13万8,000円のことを言われておりましたが、私どもが伺っておりますのは、この一般財源につきましては、開票事務等でトラブル等が発生して開票事務に時間を費やして戸惑った場合、予想される開票時間が大幅に超えてしまったときなどの財源に充てるというふうなことを考えております。

それと、委員の報酬7回分はどのようにということでございますが、これにつきましては、選挙事務でそれぞれポスター掲示場の張る順番を決めるとか、氏名掲示は済みましたが、そういった順番を決めるとか、それぞれそのごとに委員会を開いて、委員会の議決をもってやるということでございますので、そういったのが7回分かかるということでございます。

それと、あと明るい選挙推進協議会でございますが、どういうことをやっているかということでございますが、今現在、公示以来、選挙カーに明るい選挙推進協議会の方も一緒に町内を回って投票を呼びかけると同時に、そういった啓発グッズ等を街頭で配っ

たりをしている、そういった作業をしております。以上です。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

先ほどの選挙管理委員会の開催状況でございますけれども、今回の衆議院議員総選挙に関しまして、まず11月22日に委員会を開いております。当然選挙に係るいろんな決定事項を委員会において決めていく必要がございますので、11月22日を皮切りに、その後、選挙時の選挙人名簿の登録事務、あるいは先ほど戦略課長が言いましたように、小選挙区の氏名掲示のくじを執行する、あるいは今後においては、開票立会人を決定する等々の必要がございますので、委員会をこれまでに開催、これからも開催をしていく予定でございます。

なお、突然に選挙管理委員会を開くべき事由が発生する可能性もありますので、7回の中には予備として数回程度予算を計上しているものでございます。

それから、明るい選挙推進協議会の活動内容ですけれども、先ほど戦略課長が言いましたように、現在、広報車に乗っていただいて、町内の広報をしていただいております。

その前に委員会を開催いたしまして、今回の衆議院議員総選挙の啓発をどのように進めるか、啓発内容について御審議をいただき、その決定事項に基づいて選挙啓発を行っているところでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

現在、ポスターがあちこちにまだ見られるわけですね。棚橋泰文のポスターとか、あるいは橋本べんのポスター、こういったのが町内のあちこちに見られる。これは違法文書じゃないかと、違法文書というのか図画というのかわかりませんが、これについては、この明るい選挙のほうでは何も問題ないというふうに見ておられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ポスターにつきましては、こちらのほうは明るい選挙推進協議会では、その図画の撤去等の事務はございません。あくまでも明るい選挙推進協議会は、啓発をするというスタンスであります。

先ほど町内にまだポスターが見られるというようなお話がございましたので、そのあたり確認をさせていただきまして、そういうものがある場合については、警察当局等々

と連絡をし、必要な措置を講じるようにという県の指導もございますので、そのように進めていきたい。こちらのほうは選挙管理委員会で進めていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは、気がつかないはずがないわけですよ。選挙管理委員会の仕事なのか、明るい選挙のほうの仕事なのか、ちょっとわかりませんが、今、選挙管理委員会とおっしゃったので選挙管理委員会でもいいかと思えますけれども、やはり選挙の公平ということから、そういう違法な活動というのは禁止されておるといふわけでありますので、そういうのを未然に防止する。事があってから警察に連絡するんじゃなくて、見つけたら、選挙管理委員会、あるいはこの明るい選挙推進協議会、そういう関係のところで注意すべきではないかと。その辺、この任務が怠慢ではないかと思うわけですが、その辺をきちんとやっていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

確かに選挙には公平性を保つ必要がございますので、適正に対処していきたいというふうに思います。

○議長（北島 登君）

そのほか質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

前にもこれ聞いたことが、選挙のときになるとこんなようなことをいつも聞いておるような記憶はあるんですけども、この職員の方の手当について、何も文句あるわけじゃございませんけれども、これは全部正職の方で対応されるのか。また、こういうことに対しての資格とかというのがあるのかどうかということをお尋ねしたいということです。

時間的な、公示されてからとか、いろんなふうで投票までの期間がありますので、その間にどうのこうのということはないかなかなか難しいかもしれませんが、職員以外の方では絶対だめなのかなということもいつも私思っておりまして、職員の方でなければだめなのか、臨時の方はいいのか、どういう資格が要るのかということをお尋ねしたいと

思います。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

選挙事務につきまして、正規職員、あるいは臨時職員、そのあたりはどうかという御質問ですけれども、投・開票事務につきましては、これまでもそうですけれども、正規の職員で事務を行っております。

それから、期日前投票の立会人につきましては、以前は職員で行ってございましたけれども、最近は立会人となっていただける方を公募いたしまして、民間の方にお世話になるというようなことでやっております。

それで、選挙事務につきましては、正規職員を充てておるわけですけれども、正規職員を充てるという一つの意味合いは、例えばその選挙事務の実施中に、万が一、災害に見舞われた、けがをした等々があった場合に、正規職員であれば公務災害の対象にもなるというようなことがございますので、正規職員を割り当てて実施しているところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

今のちょっと疑問に思うのは、旧来から役場の職員の方に、選挙のときのこういう事務についてはやるのが当然と、そういうふうに私も思っていましたし、町民の方も当然そういうふうに思ってみえると思います。ですが、今の総務課長の御答弁ですと、災害があつたりとか、けががあつたら困るとか、それが正職なら公務災害で何とかなるとかというお話ですが、その災害とかそういうのを、こういうときにどんな災害を想定されて、災害があつたり、けがをされるとか、どういうことがけがの対象になってくるのかなあと。私も立会人を数回やったことがあるんですが、そんな別にけがをするような内容のことがあるようにも思えませんし、時間はかなりの長時間にわたって、たくさんの職員の方がやられておるのかやられていないのか。半分ぐらいは、何か話をされているのか、きちっと仕事もされていないような、要するに内容的にもっとスムーズに流れてもいいんじゃないかなと思うような、立会をやっておって、よくこのようなことを感じておりました。

そんな中、時間的な制約があるということでしたら、その1点で私は納得がいきますけれども、そうじゃない理由があるのであれば、なるだけなら、かなりこれ時間給、幾らになりますかわかりませんが、幾らで組んでみえますかわかりませんが、かなりの高額な時間給で組まれていると私は思っておりますけれども、そうであれば、

別にそこまで正職にお願いする必要もないんじゃないかなあと、いつも私は思っていましたので、そこら辺、もう少しわかりやすく御答弁いただけんかなあとと思いますが。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

先ほどの公務災害につきましてですけれども、事故というのはどのような状況で起きるかわからない、突然起きるのが事故でございますので、例えば何かにつまずいてけがをしたりとか、そういったことも考えられるかなというふうには思います。

それで、正規職員を使っておりますのは、例えば開票事務におきましては、少しでも早く開票結果を出したいというようなこともございますので、職員であれば何度も選挙事務を経験しておりますので、そういった意味でも迅速な開票事務もできるのではないかなという観点から、正規職員をこれまでずっと使っているということでございます。

なお、正規職員の時間外、結構な額が計上してございますので、その観点から、この経費を削る方策として臨時職員を、あるいはほかの人を雇い入れてはどうかというようなお話かと思っておりますけれども、特に今回の国の選挙につきましては、国のほうから委託金も出るということでございますので、その委託金の範囲内で執行していけば、町の一般会計財源はそれほど使う必要はないので、そういった意味でも、事務を確実に早くやるためにも正規職員を充てたほうが良いという判断のもとにやっておるところでございます。

なお、今回の補正予算で一部一般財源が入ってございますけれども、なるべく経費の節減に努めて、委託金の範囲内でできるようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

国のほうからの委託金があるから、その範囲で、それはわかりますけれども、それだったら、別に職員やなくてもたくさんお金を払える人に払ってあげて、誰でもお金が高けりゃあ喜ぶ話であって、誰も臨時だったから1,000円でやれとか、臨時でも5,000円出しても、8,000円出しても、その範囲であれば別に問題ない話で、その人の身分の証明がきちっとできて何ら問題なかったら、そういう位置づけでお話をされるのであれば、余り気持ちいい納得はできませんよね、はっきり言って。

私は、公示されてからその選挙までの時間がないので、なかなかそういうことをやっておっても大変だと、だからなれている職員等、やっぱり信頼の置ける安定感のある職

員で選挙に臨みたいんだという1点で押し切られるのであれば、それ以上の言葉はございませんけれども、ちょこちょこっとそういうふうにいるんなお話をいただくと、それはちょっと違うんじゃないかなど。臨時だから1,000円とか1,500円とか言わなくても、臨時であろうが誰であろうが、同じようにその範囲内でお金が出せるものなら、別にそれでやれという規定があるのかどうか私はわかりませんが、そういうお金の使い方についても、何か半分ばかにされたような気持ちになりまして、どうも釈然としませんが。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

先ほども正規職員を使う理由の説明の中で、特に開票事務におきまして少しでも早い開票終了を目指したいということで、なれております正規職員を充てているという御説明もいたしましたので、正規職員を使う主な理由としては、それが一番大きな理由ということでございます。

特に選挙事務、投票事務もそうですけれども、間違いがあつては大変なことになりますので、そういった意味では正規職員であれば経験もあるということで、正規職員を充てるということでございます。

一般財源、それから委託金の話につきましては、本来であれば国の選挙、県の選挙は委託金の範囲内でやるというのが本来の趣旨でございますので、今回、一般財源を少し計上しておりますので、その一般財源をなるべく使わないように努力したいという意味合いで申したということで御理解を願いたいと思います。

○議長（北島 登君）

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第66号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

これで討論を終わります。

これから議第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第66号 専決処分の承認について、平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第7、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第67号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。お手元に配付の議案の6ページをお開きください。

議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。平成24年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,965万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

7ページ、8ページの第1表は、先ほどの第1条にもございました、今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で御説明を申し上げます。

まず、歳出補正予算について御説明申し上げます。4ページをお開きください。

民生費の社会福祉費のうち、福祉医療費の9万円は、転入届の際などに福祉課窓口で随時発行している福祉医療制度の受給者証の作成委託料とその用紙代等が不足するため、補正をお願いし、迅速かつ適切な窓口対応に備えるものでございます。

国民健康保険費の55万円は、4月の人事異動による人件費の不足額相当額を国保会計へ繰り出し、支出するものでございます。

次に、5ページをお開きください。児童福祉費の50万円は、この夏の猛暑により電気代がかさんだことと、間もなく到来する冬に備えての暖房費を再積算したところ、当初想定した電気代では不足が予測されるため、増額をお願いするものでございます。

次に、6ページでございますが、消防費の8万4,000円は、今年度の6月26日に町内の3小学校と中学校グラウンドの土壌をサンプルとして放射性物質検査を行ったところ

ですが、2回目の検査を実施すべく追加をお願いするものでございます。なお、検査結果については、1回目の検査と同様に、「広報わのうち」等で公表してまいります。

戻って、歳入補正予算について御説明をいたします。3ページをお開きください。

歳入の補正は、繰越金のみでございますが、本補正予算の財源として122万4,000円を計上いたしております。

以上で、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第8、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

松井均君。

○住民課長（松井 均君）

それでは、お手元の議案書の9ページをお願いいたします。

議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成24年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,520万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年12月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

補正の中身について御説明をさせていただきます。10ページ、11ページにつきましては、歳入歳出の予算補正でございますが、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきますまして、お手元の歳入歳出補正予算事項別明細書のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず歳出について御説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費におきましては、職員の人事異動に伴うものといたしまして、給料47万6,000円、職員手当等、退職手当ということで7万4,000円、合計55万円を増額補正させていただくものでございます。

7ページをお願いいたします。款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目2. 退職被保険者等療養給付費を637万3,000円、目4. 退職被保険者等療養費では41万3,000円を増額させていただきたいと思っております。これは、当初予算で見込みました予算額を上回るペースで推移をしておりますことから増額をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。款8. 保健事業費、項2. 保健事業費、目1. 疾病予防費につきましては、精密検査費補助金といたしまして5万円を増額させていただくものでございます。これは人間ドック等を受けた場合の2分の1、上限1万円でございますが、補助をさせていただいているものでございます。

以上の歳出合計といたしまして、738万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。3ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

款4. 療養給付費等交付金、項1. 療養給付費等交付金、目1. 療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者等の医療費の増額補正の財源といたしまして678万6,000円を追加増額させていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。款9. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金といたしまして55万円を繰り入れするものでございます。

5ページをお願いいたします。款10. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金としましては、留保しておりました平成23年度からの繰越金の残額5万円を増額するものでございます。

以上、歳入合計といたしまして738万6,000円を増額補正するものでございます。

以上で、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第68号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（北島 登君）

日程第9、議第69号 輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第69号について御説明をいたします。

議案書の12ページをごらんいただきたいと存じます。

議第69号 輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成24年12月6日提出、輪之内町長でございます。

13ページに一部改正条例が載せてございます。

こちらの内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明を申し上げますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回改正するのは第4条を改正するものでございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が行われましたので、その法律を引用する、この第4条の引用している条項にずれが生じたので、そちらを改正するものでございます。

この第4条を見ていただきますと、岐阜県暴力追放運動推進センターについて言及をしておりますけれども、その指定の根拠として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第32条の2第1項を引用しておりますが、これが法律の一部改正によりまして、改正案にございますように、第32条の3第1項に繰り下げをされたことによりまして条例改正をするものでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議第69号についての討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第69号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。
したがって、議第69号 輪之内町暴力団排除条例の一部を改正する条例については、
原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第10、議第70号 輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を
改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第70号について御説明をいたします。

議案集の14ページをお願いいたします。

議第70号 輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を改正する条
例について。輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を改正する条
例を次のように定めるものとする。平成24年12月6日提出、輪之内町長でございます。

15ページに改正条例の内容が載せてございます。この一部改正条例によりまして、輪
之内町災害対策本部条例と輪之内町防災会議条例の2つの条例を改正するものでござい

ます。

内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明をしたいと思いますので、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

2ページでは輪之内町災害対策本部条例関係について新旧対照表を載せておりますけれども、輪之内町災害対策本部条例の第1条を改正しようとするものでございます。こちらにおきまして、災害対策基本法の第23条第7項を引用しております。こちらの条文につきましては、災害対策本部に関して必要な事項を定めることを条例委任する内容でございますけれども、その条項が今回の改正によりまして第23条の2第8項に改正をされましたので、その条項ずれを修正するものでございます。

それから、3ページのほうで輪之内町防災会議条例関係の新旧対照表が載せてございますけれども、こちらにつきましては、まず第2条の改正でございますが、第2条の第2号の改正につきましては、改正前の災害対策基本法では、災害発生時に災害情報の収集等を行うことが防災会議の所掌事務というふうにされておりましたけれども、今回の災害対策基本法の一部改正におきましては、災害発生時に防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、それは災害対策本部において行うことが効果的であるという考え方から、防災会議の所掌事務から外されました。

それと、防災に関する諮問的機関としての機能が防災会議の所掌事務に新たに追加をされましたことによりまして、現行の第2号の条項を改正案にございますように、町長の諮問に応じ、町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること、それから改正案の第3号にございますように、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べることというふうに改めるものでございます。

それから、現行の条例の第2条の第3号でございますが、こちらのほうで水防法の第32条を引用しておりますけれども、水防法も改正がされておりましたので、水防法の第32条が第33条に繰り下げられておりますので、条項ずれを改正するものでございます。

それから、現行条例の第3条につきましては、第5項におきまして防災会議の委員の構成について書いておりますけれども、今回の災害対策基本法の一部改正によりまして、防災会議に多様な主体の参画を図ろうということで、その委員として学識経験者等を選任できることが規定をされました。これを受けまして、改正案の第3条第5項に第6号として、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者4人ということで追加をするものでございます。

その他の改正につきましては、字句の訂正等、軽微な改正でございます。

なお、こちらの一部改正条例につきましては、附則で公布の日から施行するというふうにしております。

以上で、議第70号の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから議第70号についての討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議第70号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。
したがって、議第70号 輪之内町災害対策本部条例及び輪之内町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第11、議第71号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。
兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、議第71号につきまして御説明いたします。
16ページをお願いいたします。
議第71号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
平成24年12月6日提出、輪之内町長でございます。

17ページに一部改正条例を載せておりますけれども、こちらの内容につきましては、新旧対照表のほうで御説明をさせていただきます。新旧対照表の4ページをごらんいた

だきたいと存じます。

このたび、地方自治法が一部改正されまして、公聴会参加者等に対する費用弁償について定めております地方自治法の207条の規定が改正をされました。その改正で新たに追加されたものは、議会の本会議の公聴会の参加者及び参考人が実費弁償の対象に加えられたという改正が行われたところでございます。その改正を踏まえまして、公聴会参加者等に対する実費弁償について規定をしております、輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

輪之内町職員等の旅費に関する条例の第11条の2におきまして、証人等の旅費を規定しております。

まず、第2号でございますけれども、改正案を見ていただきますと、法第100条第1項後段ということで、「後段」が新たに付け加わっております。こちらのほうは地方自治法の一部改正におきまして、地方自治法第100条第1項が前段と後段に分けられました。町の条例で引用する部分は、後段の部分を引用するというところでございますので、後段というのを付け加えさせていただくものでございます。

それから、現行条例の中で第3号と第5号におきまして、常任委員会、議会運営委員会、または特別委員会の公聴会や、当該委員会の要求に応じて出頭した参考人に関する規定をしておりますけれども、改正案のほうでは、第3号、第4号で現行の条文よりもわかりやすい形で、準用規定等がよくわかるような、そういった表現であらわしまして、なお、これまでの現行条例に一部地方自治法の引用の条項のずれを生じておりましたので、そちらもあわせて今回修正をさせていただきたいということでございます。

それから、改正案の第5号、第6号につきましては、今回の地方自治法の一部改正によって、議会の公聴会に参加した者、それから議会の要求に応じ出頭した参考人、こちらの者にも費用弁償が支給できるということになりましたので、新たに第5号、第6号の項目を追加したものでございます。

この改正によりまして条項等を、号のずれが生じますので、号のずれを修正する内容も今回の改正条例に含まれております。

それから、議案集の17ページをごらんいただきたいと存じますが、この一部改正条例の施行日でございますけれども、地方自治法第207条の改正は、改正法の公布の日、平成24年9月5日でございますが、この日に公布はされておりますけれども、その公布の日から6カ月以内に施行するということになっておりまして、現在、施行日を定める政令が公布をされていない、そういった状況でございますので、17ページの附則をごらんいただきますと、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行するということのように施行日は決めさせていただくという内容でございます。

以上で、議第71号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、

よろしくお願いたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第71号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第71号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第71号 輪之内町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第12、議第72号 町の字区域の変更についてを議題といたします。

産業課長から議案説明を求めます。

中島智君。

○産業課長（中島 智君）

議案書の18ページをお開きください。

議第72号 町の字区域の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり字の区域を変更するものとする。平成24年12月6日提出、輪之内町長ということでございまして、この変更理由書が次のページに掲げてございますが、平成22年1月26日付、農計第415号で事業決定された県営土地改良事業（輪之内東部地区）の施行により、字区域の変更を必要としたため、この議案を上程するものであります。

議案書の27ページをお開きください。ここに輪之内東部地区全体の変更大略図が描いてございます。この中には大字で下大樽、下大樽新田、四郷の区域が入っております。その区域において道水路のつけかえ、または変更等によりまして、大字及び小字の区域変更を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（北島 登君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、27ページを見せてもらっているわけですが、大字においてのそれぞれの面積の変更というのはあるのかどうか。境界の移動はあるかもしれませんが、それぞれ増減はどの程度なのか。

この中身が一部と書いてあるだけで面積が書いてないもので、ちょっとわかりにくいわけですが、面積の変動はあるかどうかということをお伺いします。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

四郷と下大樽におきましては、正確な面積等はまだ把握しておりませんが、ほぼ同じ、下大樽新田と下大樽におきましては、下大樽字井堰が下大樽新田字大道と宮池に変わっておりますので、下大樽の大字の面積が減少しておるということはわかっておりますが、面積等はわかっておりません。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

その面積は、調べればわかるわけですね、当然。それは公示はしないわけですか、面積の増減については。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

公示はあくまでも議案書にありまして、変更調書の一部変更、こちらのほうを公示するだけで、面積等は公示いたしません。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

おおよそでいいんですけれども、どのような変動になっているか、下大樽新田と下大樽が、下大樽がふえるのか減るのか、それがどのくらいふえるのか減るのかということですね。それを概略でも結構ですけれども、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

先ほども申しましたように、四郷と下大樽に関してはほぼ同じですが、下大樽と下大樽新田に関しては、下大樽が減り、下大樽新田がふえます。以上でございます。

○9番（森島正司君）

どのぐらいか。

○産業課長（中島 智君）

ちょっとわかりません。

○議長（北島 登君）

後で聞いてください。

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

これで質疑を終わります。

これから議第72号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第72号 町の字区域の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

暫時休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北島 登君）

日程第13、選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項及び同条第2項第2号の規定により、広域連合議会議員の2名の選挙を行うものであります。

お諮りします。

本選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

（挙手する者あり）

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

規約第8条第1項に規定する議員には、監査委員 兒玉俊雄氏、規約第8条第2項第2号に規定する議員については、北島登君を推薦したいと思います。

○議長（北島 登君）

ただいま浅野常夫議員から2名の方の推薦がありました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

よって、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する議員には、監査委員 兒玉俊雄君が当選され、規約第8条第2項第2号に規定する議員については、私、北島登が当選いたしました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第67号、議第68号については、12月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、12月13日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（北島 登君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時46分 散会)

平成24年12月6日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成24年12月13日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 議 第 67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議 第 68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成24年第4回定例町議会付託事件）

日程第5 発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第6 発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第6 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 福祉課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
住民課長	松井均	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 足 利 恵 信

議会事務局 西 脇 愛 美

○議長（北島 登君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、平成24年第4回定例輪之内町議会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第67号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第67号、議第68号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（北島 登君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初に、環境対策についてお願いいたします。

昭和59年から町内13カ所の水質調査を実施し、主な水質汚染原因と思われる生活雑排水、工場排水に注視されていると思います。

平成11年から今日まで、清流を取り戻すためにいろいろ質問させていただきましたし、提案も申し上げました。いずれも共通の認識を示され、推進されていると思いますが、目に見える成果がありません。

それで、以下について御答弁をお願いいたします。

①町内13カ所の水質は、開始されてからどのように変化をしたか。

②大樽川環境整備構想について11の施工計画が示されましたが、その後どうなっているのか。

③通年取水の許可を得るための調査は——環境用水ですが——どうなっているのか。

④第5次総合計画の6本柱の1本目に示してある環境に優しいまちづくりについて、

今後どのように進められるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、バランスのとれた開発についてをお尋ねいたします。

開発公社により、南波地区、東大藪地区の開発が進められています。ほ場整備地区においても多くの白地が用意されていますが、公社によって秩序ある開発ができないのか、お尋ねをいたします。

3番目、農地の均平について、また暗渠排水についてお尋ねをいたします。

福東地区、大藪（楡俣）地区、また福東新田等、ほ場整備ができなかった地区で担い手による農地の集積の動きが多くなってきています。均平化に対する要望もふえてきています。担い手育成、規模拡大に対し、どのような支援があるのか。また、中郷地区の暗渠排水の問題はどのように考えてみえるのかをお尋ねいたします。

次に4番目、「ふれあいフェスタ2012」についてお尋ねをいたします。

今年は47年ぶりの国体が開催され、成功裏に終わりました。時期を同じくして、当町におきましても、ふれあいフェスタが開かれました。残念なことに、台風襲来により、初日の昼ごろに中止が決定されてしまいました。警報発令により、やむを得ない措置であったとは思いますが、2日目も中止をする必要があったのか。予報によると、よい天気になると思われました。町民の方々も楽しみにしておられました。

また、敬老会のお祝いの金券、全戸配布のくじ等、また用意された多くの品々、出店者への配慮等を考えたとき、疑問を感じたのは私だけではないと思いますが、総括して、今後の開催についてを含み、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、ただいまの田中政治議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

第1点目の環境対策についてであります。田中議員の輪之内町の環境に対する思いの一端をかい間見た気がいたしまして、心強く感じているところであります。

町内を流れます大樽川は、輪之内町にとって歴史のある川であるとともに、輪中内各家庭の生活排水、事業所や工場の排水、農業用排水及び雨水を揖斐川に流下している重要な河川でもあります。

近年、農村地帯への都市機能の進出や生活環境の変化に伴って、大樽川やその流域の中小河川は環境負荷が大きくなって、見た目にも汚濁している状況であります。昔を知る私たちとしては、大樽川の清流を取り戻すことの願いというのは人一倍強いものがございます。一方で、またその難しさというも感じているところだと思っております。これは長年の懸案でありますけれども、現状を変更するには、関係者の間で利害調整が必要な

こともあり、容易なことではありません。やっぱり地域に住む住民の皆様の御協力を得ながら、地道な努力を積み重ねていくしか方法がないものと考えております。

さて、個々の御質問についてであります。まず町内の13カ所の水質の状況についてであります。

昭和59年から水質調査を実施しておりますが、平成6年度から平成23年度までのデータを比較いたしますと、その中では年々悪化しているというような顕著な傾向は見受けられませんでした。ただ、調査地点の一部においては、年度によりBOD、大腸菌群数が高く、透視度が低い数値を示している地点がございました。総じて水質そのものに大きな問題があるというよりも、透視度の値が示すように、見た目が悪い状況のように思われます。

次に、大樽川環境整備構想についてであります。平成12年12月に大樽川環境整備基本構想なるものが策定されております。これは庁内の職員による研究プロジェクトチームが研究し、策定をしたものでございますが、平成13年に議会の全員協議会において御説明をいたしておるようであります。その後、平成15年度と16年度に大樽川の四郷地内において魚などの生態系に配慮した魚巣ブロックつきのプレハブ水路工を延長約670メートル、防護柵の工事等を実施したところであります。

次に、通年取水の許可を得るための調査についてであります。田中議員御承知のように、現在、輪之内町では6月から9月までの間、農業用のかんがい用水としての取水の許可を得ております。環境用水として新たな許可を得るためには、取水の必要量とその必要量など、裏づけとなる調査が必要であります。これは後ほど述べさせていただきますが、森林・環境税により財源措置されております地域協働水質改善事業の中で、試験導水を含めいろいろ検討をしていくべき重要な事項であると考えております。

次に、第5次総合計画の1番目の環境に優しいまちづくりについてであります。環境に優しいまちづくりのキーワードは、「協働」であります。コラボレーションです。地域住民と事業者、そして行政が一体となって取り組むことが肝要だと考えております。

さて、今年度、森林・環境税を活用した地域協働水質改善事業というのが輪之内町の提案が採用され、この11月30日に「輪之内町地域協働水質改善協議会」が設立を見たところであります。この設立の趣旨は、大樽川及び流域河川の現状は、一年を通じて濁っており、特に冬期には河川水が長く滞留し、汚濁がひどくなっている。そこで、流域に住む住民やNPO、事業者などで話し合っって今後の対策を実施していくというふうになっております。

まず、今年度においては、県において水質検査項目をふやして12月から隔月で実施をすることとし、3月に第2回目の協議会を開催する予定となっております。今後、この協議会において具体的な実施細目を定めて、県と町と協議会の3者が協働し、水質改善に取り組んでまいり所存でございます。

2点目のバランスのとれた開発ということで、ほ場整備地区においても多くの白地が用意されているが、開発公社によって秩序ある開発ができないかという趣旨の御質問と受けとめました。議員がおっしゃるのは、主として輪之内南部ほ場整備地区内、該当地域のことだと思いますけれども、そのことについてのお尋ねだと思いますので、それを前提にお答えをさせていただきます。

南部のほ場整備区域内においては、それぞれ各工区において地権者の合意のもと、交換などを経て農地を売却用として集積され、みずからの手で農振法や農地法の手続がなされた工区とそこまで至っていない工区があるものと認識をしております。その中において、いまだ転売行為に至っていない集積地について、土地開発公社で開発ができないのかという御趣旨の御質問だと思います。

輪之内町土地開発公社は、現在、御承知のとおり、東大藪の工業用地、南波工業用地の開発物件を手がけております。その資金は、ほとんどが長期の借入れで調達することになっております。したがって、現在において適切な地域振興上の具体の事業計画のないものについて、土地開発公社みずからが当該集積地へ資金を投入して用地造成をするということについては、現段階では計画がされておられません。しかしながら、当該集積地の関係者の皆さんから、各種の情報の提供の依頼でありますとか、例えば法的な手続のノウハウ等のアドバイス、そういったニーズがあったときに、ソフト面からの支援をすることについて、これは町、それから土地開発公社、ともにこれに協力するにやぶさかではないし、妨げる理由もありませんので、対応できる事案については支援をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから3点目、農地の均平について、また暗渠排水等についてお答えをいたします。

これは御質問の中にもございましたけれども、現在の営農組織を中心とする農地の農業経営の大規模化というようなことが下敷きになって、そのためにもどのような方向性を持つのかというお尋ねだと思いますけれども、それについてお答えをいたしたいと思っております。

確かに田中議員の御指摘のとおり、再ほ場整備の未実施地区の一部から均平の要望が出ております。また、地権者のほうから、均平のみの土地改良事業はないのかという相談を受けたこともございます。しかしながら、均平のみの土地改良事業は、システムとしてはあるんですけれども、採択の要件ですとか、事業完了後の縛りだとか、地元負担等々を説明いたしますと、なかなか地権者の同意が得られないというようなことで、ほとんどの方が、うん、難しいということで諦めていかれたというのが状況でございます。

また、再ほ場整備の未実施地区の集落営農組合の設立の過程で、畦畔除去の提案に対して反対の意見があるところもあったようでございます。そういう意味では、一部地権者の同意がなかなか難しいというような経緯を踏まえますと、土地改良事業の支援のみということではなくて、均平の作業を行える営農組合、それから施工業者の紹介等の支

援ということも有効な選択肢としていくべきものだと、そんなふうには現状では考えておりません。

次に、中郷新田地区の暗渠排水についてどのように考えているのかということですが、道上ほ場整備地区の中では、湧き水対策として、暗渠が一部のほ場、道路際等の一部について暗渠が施工されております。同地区の事業完了後において地元からの要望を受けて、平成17年度に、当時、水田農業振興緊急整備事業というのがございましたが、その中で暗渠排水事業の新規採択について要望した経過がございますが、結局のところ不採択となり、またその事業は平成18年度に終了ということになっておりまして、この事業による暗渠の設置はできないということになっております。

なお、先ほど申しました水田農業振興緊急整備事業は廃止になっておりますが、土地改良事業の中に暗渠排水のみの事業というのは今でもございます。ただ、道上地区のほ場整備は、一応面整備が完了したというのが関係機関の認識でございます。仮にそれらの関係機関の認識が改まったと、クリアしたとしても、同事業の採択要件、事業完了後の縛り、地元負担等の問題が残ります。したがって、地元関係者の要望をよく精査して、事業の可能性、そういったものについても探っていくべきものだろうと、そんなふうには思っておりますので、改めて地元関係者の要望もよくヒアリングする等をして検討してまいりたいと、そんなふうには思っています。

次に、4点目の「ふれあいフェスタ2012」について、中止の経過、それから今後、同様の事態が生じたときにどう考えるかという御趣旨の御質問だと思います。

御質問の中でも触れておられますが、ぎふ清流国体・清流大会の輪之内町での軟式野球競技と同時開催ということで、おかげをもちまして、国体のほうについては成功裏に終わったものと、そして町民の皆さんと私ども行政との協働（コラボレーション）がうまくいった例だろうと、そんなふうには思っております。本当にありがとうございました。

ただ、その自然現象としての台風ということがあったわけです。開催日の前日の準備の段階で9月30日に台風が襲来するだろうということは予測ができたため、実行委員会においては、持ち回りの協議で、9月30日は、いずれにしても決行すると、10月1日は、9月30日の終了時点で判断するというふうには決定をしておりました。

9月30日、おかげさまで午前中は何事もなくといたしますか、何とか天気もって済んだわけですが、9月30日の昼の暴風警報等の発令によりまして、残念ながらふれあいフェスタの中止を決定し、テント、舞台、備品の撤収をさせていただきました。したがって、既に撤収をしましたので、翌日の開催というのは、準備作業の時間的余裕もないということで、不可能であると判断をして、翌日も中止に至りました。

御期待に沿えなくて大変申しわけないと思っておりますが、来年度以降の開催について、今回のような経験を踏まえて、いろんなイベント等もやっておったわけですが、せめて後日、抽せん券の引きかえのみでも実施するとか、できる方法について、町民の皆

さんのふれあいフェスタに対する大きな期待に応えてまいりたいなど、そんなふうを考えております。

翌年度のフェスタの事業の開始に当たりましては、やっぱりそういったことも踏まえて、どうするのかということも関係者の合意を得ながら進めてまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上で、田中議員に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

(6番議員挙手)

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

それでは、町長さんの答弁に対して、また再度御質問させていただきます。

まず、環境対策の関係ですけれども、13カ所の水質データによる、平成6年から23年のデータで見ると、特別そんな悪化したような状況ではないと。59年から始められた、その59年当初のデータからいって、平成6年まではどうだったか、6年から23年までのデータというふうの比較はしやすいのかと思うんですが、見た目には悪いということは、やっぱりその当時からも、今も同じではないかなあというふうに思うわけでございます。そのためにどうしたらよいかという質問の趣旨でございます。それについて、もう少し水質関係について、目に見えるその環境浄化、要するに見た目に濁っているというのは、ずうっと今も昔も変わらない。でも、そのもう少し昔はきれいだったというのは、これは町長さんのお話の中にもありましたけれども、私も小さい時分にはそういう記憶が確かにありました。間違いないです。今みたいな濁った水ではなかったと。だから、それについて、その取り戻す一つの方策として、その水質検査が昭和59年当時の状況はどうであったかということも、わかれば教えていただきたいと思えます。

それから2番目の大樽川環境整備構想、今、新しい、これは11の施工する計画が策定されたと思うんですが、それについて具体的にどのようなことが進められて、どのような結果になっておるか。今現在、どういうふうになっているかということ、もう少しわかりやすい部分で、簡単で結構ですけれども、御答弁をいただきたいと思えます。

ただ、四郷の地区で670メートルの防護柵をやられたというのみでは、この11の施工、大樽川環境整備構想のほんの地区、はしりをちょっとその当時、13年ごろですか、そのほかどういうふうに行われているかなど。大樽川は、県の1級河川に今はなっておりますけれども、その計画にもたれて、県のほうとの協議もされているのではないかなど思うんですが、そのことについてもお答えをいただきたいと思えます。

また、3番目の通年取水の件ですが、ちょっと聞き漏らしましたので再度お尋ねをしたいと思うんですが、許可を得るための調査ということですが、それはどのような調査で、どのような具体的な問題点が出てきたのかということをお答え

をいただきたいと思います。

また、5次総の環境に優しいまちづくりについては、新しく協議会をつくられて実施細目をつくるという御答弁でございますけれども、いろんなこの計画をつくる、やる、つくるための方策を考えるとまでは大体どこの段階でも進むんですが、計画が計画倒れでなかなか進まないのもこの事業の難しさ、これは十分認識をしておりますが、ぜひとも5次総のこの環境、特に輪之内町は自然を売り物にしておる町でもございますので、この環境について、都会の人に癒やしを与えられる、緑のある水の空間であってほしいということを切に願っておりますので、実のある計画をつくって推進をされることを望みたいと思います。

また、バランスのとれた開発については開発公社、これはその当の用地取得をされた上の事業推進、要するにIT企業といいますか、売り先の一つも構想に入るのが前提なのか。預かるような、委託みたいな形で秩序ある開発という形で、コストをかけないで、そういう資金の問題を置いておいて、その物に対してのセールスは、開発会社のノウハウの中で、その地区の地権者等にアドバイスをしながら、いろんなセールスが開発公社として力になってあげられないのかなあと。買わないと、開発公社としてはその実質的に動けない、ただアドバイスという程度で、もう少し一歩踏み込んだことまで、秩序ある開発という形でできないかなあと私は思うんです。

要するに、委託を受けながら、それは相談しながら委託を受けるわけですが、今はたまたまといいますか、本年度からは公社に事務局長さんも常勤でお見えになりますので、そういういろんな時間的な余裕も少しはあるのかなと。また、いろんな多方面にわたっての顔もお持ちであろうと思いますので、白地をつくったところも、当初の高い設定では自分たちでも売却できないという大きな壁にぶち当たっているのは間違いないことでございますけれども、焦ってやる必要はないと思いますが、そういうことも含めまして、公社がもっともっと枠をうまく、くくりがあるとは思いますが、私どもも公社のそういった関係の縛り、くくりはわかりませんが、その中で動ける部分があるかなあとということで、理事長もお見えなので、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

3番目の農地の均平化についてですが、これは御承知のとおり、いろんな境の問題、あぜの問題、これは当然私も預かっておる中で種々ございます。取ってくれるなという厳しい御意見で、やむなしにあぜを取らずにやっておりますけれども、これは余りあぜをむげに取ることも、これは今の現状ではできないんですね。何でかというと、隣の田んぼとの余りにも差があり過ぎて、取ったら、次のその年から耕作ができませんので、やる限りにおいては、きちっとその計画を立てて均平をやってからやるという、一本前段階に少し時間をかけないと、ただ単にあぜを取ったでいいという問題ではございません。だから、均平という言葉になってくるわけなんで、その均平、もしそういう協議に見えられたときについて、その組合のほうでやるか、またそういった業者の方のお知恵

をかりてやるとか、それはそのときのケース・バイ・ケースかとは思いますが、そういった場合、どのような形で支援が可能であるか。今ではゼロだと思うんですが、将来に向けてお考えをいただく余地はあるのかなのかということをお尋ねをしたいと思います。

また、暗渠排水については、皆さん御承知のとおり、中郷地区において、私も少し預からせていただいておりますけれども、転作には大変不向きな条件で難儀をしております。今も見ていただければわかるんですが、転作でつくるものは畑作のもの、要するに麦とか、そういったものでございます。それに排水が悪かったら、当然湿害が初めから想定されてできないんですが、今の農政では転作が義務づけられておりますので、やっぱり有利なものやるとなれば、当然麦も入るとは思いますし、その次に入るのがWCSとかいう飼料作物、そんなものが一番今有効な手だての一つでございますけれども、やはり麦で対応しようとする、なかなか湿害が多くて苦しんでおる。それがずうっと今も、もう10年来苦しんでおまして、ただ、種をまいて耕作するだけでは、コストだけで実を結ぶものがとれません。

そんな中で、何とかその暗渠をやってほしいという地元の方の御要望もありますし、私どもその当事者として現に取り組んでおまして、そのようなことを切実に感じておりますので、その部分について暗渠をするには、縛り、くくり、いろいろあるというのは今もお聞きをしておりますけれども、何とかその中で取り組めそうなやつがないのかなど。そんな終わったという認識は、ほ場整備は終わりましたけれども、その当時のことを思い起こしまして、県に向かってほ場整備の残土の問題とか、いろんなことで裁判になったようなならんような難しい問題も数種ありまして、結構騒がした時期もありましたけれども、それが大きな要因の中で、この暗渠という問題も不採択が起きてしまったのではないかと、私はそういうふうに理解しております。

その当時、この暗渠をやってもらえんかと意見を言ったのも私でございましたし、要望を受けてきたのも私でした。その中でどうやったのというと、当時の課長さんも御尽力いただいたんですが、不採択になってしまって、もう18年で終わりだということで現在に至っておるわけですが、これはいつまでたっても解決できません。どのような段階で、どのような方法でやると、後発でやったほ場整備の地区と同じような条件のほ場ができ上がるのかということが、今、私、その地域としても問われている大きな問題でございますので、先の見通しをつけながら、提案できる方法があれば教えていただきたいと思っております。

それから、ふれあいフェスタの関係ですけれども、今回の場合、先ほど申し述べましたとおり、台風とか、いろんな諸事情により中止をされたということは、町民の皆さん、誰も疑うわけではございませんが、2日間にわたって中止をしたということに大きなショックといいますか、失望感を抱いたということは事実でございます。

初日の昼に、なぜ明るる日のことまで、そんな決定をされてしまったのか。明るる日、様子を見ますと、テントは足は折ってありましたけれども、上のテントを張れば、また立て起こせば立つようなスタイルに、足が折ってあっただけではないかなというふうに私は見ましたけれども、町長さんもちょっと触れられましたけれども、それなら、やっぱりくじとか、いろんなことで買い込んだものも多分、出店者の方もたくさんお見えであったかと思うんですが、そういう人のためにも、そうしてでも少しいろんな方法を考えてやれば、やっぱり国体という大きなイベントも同時開催されておりましたので、いろんな形で何とか、もう少し町民の皆さんにいろんな形で楽しんでいただける場が提供できたのではないかなというふうに、ただ初日の昼に、あしたもやめたと。やめるのは簡単ですけれども、続ける努力に、一つの努力が足らなかったのではないかな、これが町民を初め私の考える率直な思いでございます。

それについて、反省という言葉は当たりませんけれども、何も反省することではございませんけれども、やっぱり残念だったなあとということについての率直な思い、コメントを、この際ですので、やっぱりいただけるものかなあと私は思うんですが、言いにくかったら、それは結構ですが、このフェスタについて、私ども町会の、うちの北島議長と一緒に、理事をもう20年近くやりまして、前は産業祭とか、いろんな形でしたけれども、本当にその時分から携わってやってきました。雨の日も、当然ありました。いろんな条件の中でやりました。ですが、こんなに簡単にやめて、警報が出ておるときはやめても結構です。いろんな条件の中で、皆さんが理解できます。でも、2日間、明るる日はいい天気だ、台風一過だということがわかっておってでもやらなかった。やらないという決定はいかにも残念だったなということを重ね重ね思いますので、その辺についての思いをこうやって今述べさせていただきましたので、多分これは議会だよりのほうへも町長さんのコメントが載ると思うんですが、これ、今は2遍目の質問なんで、これは延びませんので、産業課長のほうから、少し何かこれに対する思いを御答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再度の御質問をいただきました。思いを同じくしている部分もありますので、どこらまで御理解いただけるかどうかわかりませんが、まず幾つかの点についてお答えさせていただきます。

先ほど環境対策のほうで水質について、途中からの水質のデータの問題、お話しをいたしました。余りさかのぼるというよりも、現状を見るにどの辺までさかのぼるかという議論かなと思いますので、その点は別途の機会にでも、データがある範囲であればお答えをいたしたいと思います。

それから、大樽川の環境整備基本構想について進捗状況、幾つかの事業が提案されたはずだけれども、結果的には1年の事業にとどまっているがという御趣旨の御質問でございます。ちょうど時期的に見ますと、大樽川を県の準用河川から1級河川に、中途、ある時点から1級河川に指定がえされておりますが、その辺の指定がえの経過の中で、整備構想をつくる必要があったのかなというふうに推測はされます。ただ、いかなる経過があったのかは今となっては判然としませんが、そういう部分がございます。したがって、1級河川に指定されて、1級河川といっても県管理の河川でございますので、その辺のところ、県の動向に合わせる形の中で現状に至っていると。残念ながら、一、二の事業の後には、この策定当時に提案された事業については、もうほとんど休止状態になっておりますので、何回か大樽川の整備構想というのは違う形、とくに旧平田との関係の中でもいろんな形で話し合いを持たれた経過がありますので、なかなか関係者の合意が難しかった部分もあろうかと思いますが、ただ、先ほども、後ほど申し上げますけれども、水質浄化との絡みでいきますと、放置していい部分でもありませんので、ということで、今度せつかくの森林・環境税の機会がありましたものですから、再度水質に関する改善についての協議会を持ったという経過でございますので、よろしく願いします。

それと、水質浄化については、どういう調査があって、どのような問題点があるんだということなんですが、結局、環境水利は、私どもはどこかから水を入れてきれいにしない限り、なかなかうまくいかんだろうなというふうに思っておるんですが、そのために何が必要かとなると、まず、この輪之内の町内で汚れの原因ですね。何が原因で汚れておるんだと、その対応策として何が考えられるのかと。その対応策の一番いいものが水を入れることだというふうにロジックとしての組み立てができないと、なかなか水利権を通年でいただくという状況になってこないというのが、いろいろ関係者とお話し、特に水利権の所管している関係当局との話の中で出てきている話なものですから、これは全く単純に私どもだけで調査するというよりも、全体、いろんな関係当事者が集まった中で議論した結果として、それが科学的知見に基づいて、こうだよという結論が出るのが一番望ましいという意味で、これからの検討を急ぎたいということでございます。

それから、バランスのある開発の中で、公社が少し側面の支援というか、ある部分で表へ出てもいいんじゃないかという話でございます。そういう手法も、当然射程の範囲にはなるとは思いますけれども、御案内のとおり、今、ビッグプロジェクトの中でちょっと手いっぱいの部分もございますので、将来的というか、これがある程度めどがついた段階では、そういう細かい配慮も必要かなあと思っております。

ただ、白地をつくった経過というのが、やはりほ場整備地区内での白地というのは、基本的にはそれぞれ目的をお持ちの方の白地が非常に多うございますので、それとどういふふうにマッチングさせていくのかという、要するに所有者意思と我々がかめる範囲

というもののとのすり合わせは必要になってくるのかなというふうに考えております。

それから、均平化の話でございます。これは先ほども答弁で申し上げましたとおり、全体的に農業の大規模化による競争力強化が主目的なんです、大規模化による競争力の強化というよりも、大規模化によって農業農村をいかに維持していくかという部分のほうで現状では強いかと思えますけれども、そういったものの中で、これがどんな意味合いを持つのかという、その下敷きの中で考えていきたいと思っております。

この均平化については、自主事業としてもう既にやられているところもございまして、そういったものとバランスを失ないようにやっていけたらなあと、そんなふうに思っております。

それから、中郷地区の、特に麦作への転作ということを前提にして、暗渠がどうなんだろうという話でございました。この暗渠については、実は当初、この地域の中では、平成元年度に当初計画策定の段階では、地区のかかなりの部分、76ヘクタールを暗渠化する計画であったようでございます。それが平成7年度の変更計画の中で、先ほど申しました、道ぐろの湧き水対策としての約3ヘクタールにとどめたということがございます。この変更の理由をちょっと見てみますと、変更の理由にこういう記載がございまして。

「土壌タイプにより暗渠排水の施工区域を設定していたが、排水路の整備に伴い、乾田化が図られた区域については施工を取りやめる」というのが平成7年の変更の理由でございました。したがって、当時の技術的見解においては、排水路をきちっと整備することによって、大部分については、暗渠を要せずして乾田化が図られるという認識のもとで変更が行われたようでございます。

ただ、その後の農作業環境の変化等々の中で、やはり暗渠が必要だということで、この変更後、10年ほどして暗渠化について要望が出てきた、それが先ほど御答弁申し上げた経過につながっております。

したがって、そういう経過の中でいいますと、補助整備事業の補助事業としての所管であります県の見解としては、排水路を整備したことによって、ここの再ほ場整備はこれで終わったという認識というふうになっております。

ただ、今、そこで現実に作業されておられる営農組合の方ですね、今おっしゃられた田中議員も中心とされる中においても、やっぱりもう少し暗渠の整備の要請があるとするならば、まず関係機関のその認識を変えてもらうということから、地道な説得作業が必要になるのかなあと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、現場のニーズというものを大切にしながら今後の取り組みをしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それと、ふれあいフェスタの関係でございまして。いろんな御意見を頂戴しました。真摯に耳を傾けながら、今後の事業運営に生かしてまいりたいということで、どうか御理解をいただきたいなど、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（北島 登君）

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

公社につきまして、その用地取得をしてから相手を探すのか、また依頼されてから相手を探すのか、そういうふうの御質問の趣旨だと思います。両方とも実はやっております。

現在やっております南波につきまして、既に進出しております株式会社エフピコから、近くに拡張したいという話がありまして、そちらのほうを手がけております。

それから東大藪のほうにつきましては、輪之内町の都市計画マスタープランによりまして、工業ゾーンを開発しております。マスタープランに載っております、順次やっていくわけですが、今のところ、その2つに莫大なお金をかけておりますので、そちらをメインに何としても売り先を見つけて、早々に売却して工業の進出を図りたいというふうに全力で当たっておるところでございます。以上です。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

今年度の反省を含めまして、来年度の実行委員会では、今年度のパターンもあるというふうに計画のほうを進めていきたいと思っております。

（6番議員挙手）

○議長（北島 登君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

丁寧に御答弁をいただきまして、大分よくわかったわけでございますけれども、私のもう一つ述べたいのは、この環境対策の件ですけれども、汚染原因が何であるかと。幾つもないとは思いますが、生活雑排水か工場排水か、それか河川流域の方がごみをほかれるのか、それかまたちょっと離れた人が家から持ってきてぽっと捨てるのか、いろんな形の中で河川が汚れておるわけでございますけれども、大きく分けても2つ、3つぐらい、その中でごみをほかったとか、そういうことについては、この大樽川についてもグラウンドワークの方々によってごみの清掃をやっていただいて、大分きれいになっているというふうに私も認識しております。それは住民の方が中心になってでもやれる大きな浄化対策ですし、行政として大きく踏み込まないといけない部分は、私がもうこの10年来言っているような、やっぱりもとから流れをつくらないとどうにもならないのかと。それは住民パワーで穴を掘って地下水を揚げるぐあいにはいきませんので、やはりこれは、行政がその部分についてはいろんな方法をされていって取り組んでいただく、一番のものだと私は思うんですね。

で、井戸を掘れば金がかかる、小さい井戸ではどうにもならん、それはわかっております。今になって本戸のほうにはほ場整備もやられておりますので、一回あそこのポンプを回してみ、全部の河川に、町内には今、大樽川を除いて準用河川、多分、四、五本あるのかなと思っておるんですが、この役場の西の中江川をまずモデル河川として、何でかという、やっぱり4月になると桜まつりもやって、写真もやり、きれいな景観を皆さんに見ていただく。町民の方は、何かがあると、この役場近辺、文化会館近辺に集中するわけです。そこをまず手がけて、そこの川に流れをどんな形にしる取り戻して、モデル的にやってみたらどうかと。一遍に全部のやつをどうのこうのという、もうごちゃごちゃになりますので、一本ずつ試験的にプランを立てて実行すると、やってみると。

デモ的に光輪橋の上に浄化するようなシャワーみたいなものもありましたけれども、あれは何のためにあったのか。あれで浄化ができると思ってやってあったのか、あいう方法もありますよでやってあったのか。それならば、それが有用であるならば、もっと大きいものをもう少し、あの近辺でもいいのでつくって、くみ上げて浄化してみたらどうか。

流れも取り戻す、そういういろんな浄化の、この輪之内にはエコドームもありますので、町外からもいろんな方が視察にお見になります。ごみの集積は、全国でもかなり、これだけお見えになるので有名なかなあと、私は自慢してもいいのかと思っておりますけれども、河川対策は、必ずしも、見ていただいて自慢できるような流れのあるきれいな清流という部類にはいかないと思うんですね。今年の岐阜県の国体は、清流の清らかという字でしたか、多分そんなようなことかと私は聞いた覚えがあるんですが、その字のごとく、やっぱり流れを取り戻すということに一つの大きなポイントがあるならば、絞り込んで、ぜひ来年の桜まつりには川で川遊びができるくらい、川から舟が、100メートル、200メートルの範囲で結構ですが、見出して、少し違ったプランも立てながら一歩ずつ進めるということが肝要ではないかなと私は思うんですが、そのことについてどうお考えになるかなあということも、一遍、調整監のお考えもお尋ねしたいと思えますし、戦略課長もどういうふうに、こういうテーマを戦略的に物事を捉えたときにどうなんだと。戦略的ですよ、やるという前提ですよ。やろうまいか、やってみようまいか、一遍考えてみようまいかという段階は、もう十何年も前からやっているんですよ、これね。だから、わかりました、考えますは、もう聞き飽きたんですわ。一遍戦略的、課長、その頭の中のプランをちょっとお聞かせいただければありがたいなというふうに思います。

それから、中郷地区の暗渠排水の問題ですけれども、排水路で乾田化が図られたのでという認識であったと、町長さんの御答弁をいただきました。確かにあそこの水路は、2枚当てで低うございました。かなり下のほうで、滑って落ちたら、ちょっと上がって

きにくいぐらい急な深い排水路になっております。ですが、現状は、それでは満足できる状態ではございません。ですから、そういう現状を踏まえたときに、畑物の転作が全く難しい状況の中でもやらざるを得ないという厳しい中の御意見を申し上げておるわけなんで、その不採択になって、関係機関の認識が必要と、関係機関にどういう認識が要るのか。地元から要望の意見が足りないから、関係機関が動いてくれないのか。そこら辺をどういうふうにお考えなのかということも、これは調整監、一遍お尋ねしたいんですが、これはどういう運動をしたら、関係機関がそれに対して反応していただけるものかということも御答弁をいただきたいと思います。

フェスタに関して、いろいろ町長さんからも課長からも御答弁をいただきましたので、また来年に向け御期待申し上げておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北島 登君）

調整監 加納孝和君。

○調整監（加納孝和君）

先ほど町長の答弁にありましたとおり、まず原因というのも調べなくてはいけないというのがあります。流れを取り戻すというふうになりますと、環境用水といいますか、社会実験的な用水で流す方法もあるかと思っておりますので、それには、お話を今させていただいておりますけれども、まず原因が何であるかということ特定したい。単純に、先ほど言われましたけれども、ごみをほかったりとか、生活雑排水が流れたりするんじゃないかという話もいただきましたけれども、それもあると思います。そのほかにも、ある調査によりますと、まだ原因がほかにもありましたので、そこら辺がまだまだほかにもあるんじゃないかということも思っております。それに基づきまして、その濁る原因が何であるかということが特定されましたら、多分水を流せばきれいになると思います。

で、その水を流すにはどうしたらいいかという話は、社会実験的なもので、何年間という特定な期間を設けて流すような方法ができればいいかなというふうに、今、相談をしております。それにつきましては、木曾川上流河川事務所のほうの管轄になりますので、そちらとも今お話しさせていただいております。

それで、今、まず最初に原因を特定してから進めたいなというふうに思っております。それで実現できれば水が流せるというような方向で持っていけると、今思っております。

それから、先ほどの暗渠の話でございますけれども、その当時は、そういう理由でやらないよという話になったと思います。先ほど議員がおっしゃられたとおり、中郷、道上是、パネルが2枚当てでございますね。それで、客土も多分されたと思います。資料によりますと、50センチほど客土がされております。多分水路敷がある程度上がった可能性もありますので、あその場合は、自然排水が多分きくと思います。ゲートがないはずで、敷も上がっておりますし、その分、上へ上がっておりますので、多分水はけがいいというようなことになったと思って、そんなふうに変更されたと思っております。

けれども、その後、じゃあそれではできないのかというお話になりますけれども、いろんな補助事業が多分あると思います。縛りがあるということも、いろいろあると思いますけれども、それがクリアできれば、皆さん納得されれば、もちろんその事業で取り組みができると思います。また、そういう話があれば、御相談いただければ、多分そのような事業でできるかと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

田中議員がおっしゃる環境対策に対して、中江川、特に役場周辺のところ、流れを戻すべくモデル事業としてやったらどうかという御提案、そしてそれを経営戦略的にどう考えるかというお尋ねでございますが、確かに町長の答弁にもございましたように、こういう環境対策については、もう過去からずっと取り組んでおるわけでございますが、なかなか見た目での具現化がないということでございますが、確かに中江川に特化して、一つのモデルとしてやってみるといいうのも一つの手であるというふうに認識をさせていただきました。

こういう言い方が当たるかどうかわかりませんが、戦略的に考えよという見地に立ったときに、やっぱり私ども常に考えるのは、経営的には、人、物、金の配分という見地から立ってみれば、やはり人については、この5次総に掲げてございます、いわゆる「協働」というキーワードでございますが、やっぱり地域の住民の方々と、まず共通認識を持って、行政が何をしてくれるのかというのも一つかもしれません、じゃあ私たちは何ができるだろうというような認識を持っていただけるような持っていく方になってこようかと思えますし、また金の配分については、最終的には財源というフィルターを通して、いかにこの事業にお金がつぎ込めるかということの中・長期的に考えていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北島 登君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

環境を担当しております住民課のほうから、一言申し上げます。

先ほど来、議員さんのほうからいただいております御意見につきましては、町長の答弁にもございましたように、輪之内町地域協働水質改善協議会という協議会がこの11月末に立ち上がっております。そういった御意見等も踏まえて、そういった場で御案内しながら、そういった委員の方々と真摯に協議をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（北島 登君）

次に、2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しいただきましたので、発言させていただきます。

救急・消防体制整備について。

2009年6月定例会でも質問させていただきましたが、現在も大垣消防署に世話になっているところです。救急・消防のとき、混雑する福東大橋を渡ってくるのに時間がかかり、住民が不安を感じていると思います。仁木農協の跡地を購入して3年がたちます。2009年6月定例会で、私は、消防分署を仁木農協跡地を利用して当町にもできないかと質問させていただきました。そのときの町長の答弁は、分署建設の具現化に向けて環境の整備を図ると答えていただきましたが、形になっているようには見えません。その後、具現化に向けてどのようにされているか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の消防・救急体制整備についてと、特に南分署の移転等についての具体の御質問にお答えをさせていただきます。

議員も今おっしゃられました、平成21年6月の定例議会において同様の御質問をいただきました。

救急・消防体制整備のあり方は、安全・安心なまちづくりに欠かせない重要案件であることは十分認識し、今後の輪之内の発展のためには、当町に大垣消防組合の分署の設置が望ましいと考え、機会があるごとに当町への分署の建設に向けて、関係機関の理解を得るべく強力に働きかけをしていくと御答弁をさせていただきました。この考え方は、今も変わるところはございません。

平成24年度からスタートしております輪之内町第5次総合計画におきましても、本町内への消防署の誘致活動を積極的に推進していくことを盛り込んでおります。

現在、輪之内町を管轄しております大垣消防組合中消防署南分署は、大垣市の横曽根にあり、町内で事故や急患が発生した場合には救急車が横曽根から出るわけですので、到着までにそれなりの時間が必要であります。福東大橋に渋滞が発生している時間帯等においては、さらに時間がかかることも予想されています。一分一秒を争うというような場合には課題となっていることは、これは事実であります。したがって、一刻も早く町内に分署の設置を望んでいるところではございますが、現在のところ、残念ながら望む成果が目に見える形には出ていないという状況でございます。

ちょっと大垣消防組合の分署の設置の経過を見てみますと、御案内のとおり、大垣消防組合は昭和45年4月に発足いたしまして、現在の南分署は、昭和47年3月に大垣消防組合第5分署として完成を見ております。

輪之内町に先ほど申ししていましたような第5次総合計画の基本構想、基本計画があるのと同じように、大垣消防組合にも平成21年3月に策定されました基本構想、基本計画というのがございます。この基本計画の中で消防署の設置施設については、竣工後、おおむね50年をめぐりとして建てかえる旨の記載がされております。その中で、平成25年度までを計画期間とする前期基本計画というのがございますが、この基本計画なんですけれども、いずれの施設の改築計画も、まだ具体の記載がなされていない状況にございます。ある意味、それは施設整備については、50年をめぐりに建てかえの時期に検討することですから、まだその時期に至っていないということから、記載が具体的なものとしてされていないんだらうと思います。

そうは申しましても、施設の老朽化に伴う、建てかえの移転を検討するのも一つの大きな機会ではあると思うんですが、それよりも、何せ一部事務組合でございますので、組合の構成市町の負担金等への影響等もございます。そういうことも含めて関係市町との理解を得ていく必要があります。これは残念なことに、一朝一夕で要望が、はい、わかりましたというわけにはなかなかいかない性格のものでございます。私どもは、そういう意味におきましても、何よりも、今、輪之内町が置かれている状況、設置当初から変化した交通（トラフィック）の状況等も全面的に打ち出して、諦めることなく、今後とも関係者に粘り強い要望を行ってまいりたいと思っております。

我々としても努力をさせていただきますが、それぞれいろんなチャンネルをお持ちの議員各位におかれましても、それぞれの機会を捉えて関係者に、先ほど来、多分我々と議員さんの間にも共通の思いがあると思っておりますけれども、関係者に輪之内町の切なる願いを伝えていただくことも有効な手段かなと思っておりますので、それも含めまして、どうかよろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

答弁をいただきました。3年前とほとんど変わっていない答弁でした。私、農協跡地にこだわるのは、7,700平米の大きな面積の中で、初め購入されるときに、どんな計画を持って購入されたのかなというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

仁木農協の跡地につきましては、これは公共施設の用地ということでございます。ただ、これは御承知のとおりでございますが、実はその仁木農協の跡地の隣接地にも既に取得した用地がございまして、現在、7,000平米を超える用地ということになっており

ます。

その中の利用計画というものを、今後、具体的に詰める必要があるわけですが、農協のその施設統合というのが我々の予想していた時期よりも早い時期になったものですから、跡地をどうするかという話の中で先行して取得した経過もございますので、何かの特定の行政施設をそこに建設するという前提で取得という、そこまでの具体的な計画は持っておりませんでしたので、これはどなたもおわかりのことだと思いますけれども、そんな中で一つ、消防分署、それからすぐそばに診療所もコミュニティセンターもあるわけですから、どんな形で絵を描くかということは、早急に提示すべき課題だとは思っております。

ただ、分署につきましては、大垣消防組合の本署、消防署、分署、全体の再配置というものをこれから施設の再整備計画の中でどう位置づけていくかという部分が、実はまだ明確にはなっておりません。したがって、今の消防署、分署の体制がそのまま行くのかも含めて、御案内のとおり、消防本部のほうも移転をしたという部分もございます、もう少し全体の地域バランスを考えたときに、消防署、分署を含めた施設の再整備というのが多分課題になってまいります。そんな中で、私どもが私どもの思いで、じゃあそこにといいのも一つの提案にはなり得るわけですが、絶対そこへ来るという話にもなかなかならないものですから、今、事前に計画なり、それから正式に何か通過点としての位置づけをする以前の段階で、いろんな検討が事務的にも行われておりますし、私どももいろんな御意見を申し上げている段階でございます。

したがって、今、言える部分について、大変残念ではございますけれども、先ほど3年前と変わっていないなとおっしゃられても、中身、言ってみれば、卵をゆでるのに生卵からかたい卵にゆでるまでの間に、加熱はしておるけれども、まだまだという部分があることは、こんなことしか言えないのは大変もどかしいんですけれども、早くその成果の一端が見えてくるように再度の努力はしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

(2番議員挙手)

○議長（北島 登君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

私も、言っていることは、とてつもない大きなこととは認識しております。さらなる努力をお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長（北島 登君）

次に、9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いて、お願いします。

まず、町民要望実現のために積極的な予算編成のお願いについてお伺いします。

平成23年度決算におきまして翌年度繰越金が2億3,000万円もあるにもかかわらず、今12月議会に提案されました補正予算後の前年度繰越金は、わずか8,700万円にすぎません。未計上の繰越金は、1億4,000万円以上も残っているのです。このような財源余りの状況は昨年度も同じで、平成22年度決算における翌年度繰越金が4億4,000万円もあったのに、昨年12月議会補正後の前年度繰越金は2億9,000万円にすぎませんでした。結局、3月議会の最終補正で未計上分の1億5,000万円全額を計上したものの、財源にゆとりができたといって、当面活用する当てもない基金に積み立ててしまいました。町民は行政に対し多種多様な要望を持っており、その実現を望んでいます。財政が厳しいということで我慢を強いられ、諦めさせられているのです。

そこで、具体的にお尋ねします。

まず、街灯の電気代が今年度から1基当たり4,000円の地元負担が徴収されようとしています。その理由として、町の支払う電気代が多くなっているからということであり、街灯をふやし、町を明るくすることは、防犯上、「安心・安全なまちづくり」という第5次総合計画にも合致することであり、特定の地域だけのための設備ではありません。街灯電気代の地元負担はなじみません。地元負担はなくしていただきたいと思えます。

次に、消火栓や防火用水、防火井戸など各地に存在しておりますが、ほとんどが地元管理になっています。防災のまちづくりのためにも、このような設備は町で管理し、町内のどこの地域においても同じレベルの防災設備が整備されるようにすべきと思えますが、見解をお伺いします。

次に、ほ場整備後の道路舗装について、本来なら農業経営環境整備のために行われているほ場整備事業の中で全ての農道整備が行われなければならないと思えますが、現状では、幅員6メートル以上の農道しか舗装されておられません。そのため、6メートル未満の農道は、町の予算ではほ場整備後に順次舗装されているようですが、希望してもなかなかやってもらえないのが実態です。もっと予算をつけ、速やかに進めていただきたいと思えます。

次に、国保税の1人当たり1万円以上の引き下げをについてお伺いします。

輪之内町の国保税は、平成23年度に対前年比21.5%という大增税が行われましたが、結果的には決算で1億300万円以上という過去最大の余剰金を出してしまいました。このことについて担当者からは、今後、3,300万円以上の償還金が必要となるため、一概にこの余剰金が過大にあるとは言えないというように説明されてきました。しかし、平成24年度国保会計の前年度繰越金は、今12月議会補正後で約7,000万円、なお3,300万円以上の未計上金があります。このことは、やはり平成23年度に行われた国保税引き上げ幅が必要以上に大きかったということではないでしょうか。

町民の所得は、年々少なくなっており、高い税金に苦しめられております。3,300万円の財源があれば、1人当たり1万円以上の引き下げは十分可能です。来年度の税率改正で、ぜひ実現していただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

続きまして、土地開発公社の事業活動についてお伺いします。

土地開発公社の平成24年度事業計画で、土地造成事業として4億4,900万円で東大藪と南波の工業用地造成事業が計画されています。しかし、議会への決算報告では、平成24年度事業予算書がなく、資金計画も明らかにされておられません。平成24年3月31日現在の財産目録では、現金・預金は2,930万円しかありません。どのように資金調達をされるのでしょうか。当然、借入金で対処しなければならないと思いますが、4億円以上もの借入金、どのように返済計画を立てておられるのでしょうか。

もちろん、開発した工業用地の売却金で返済することになると思いますが、こちらの希望する価格で、希望する時期に、希望する企業に売却できるのでしょうか。その見通しについてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

南波工業用地1万8,242平米の造成事業は、エフピコの要請に基づいて行われていると伝え聞いております。先ほどの田中議員への答弁の中でそのように答えられましたので事実ですが、特定の企業のために土地開発公社が開発事業を行うということは法的に何ら問題ないのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

3項目ほどの御質問をいただきました。その第1点目、町民の要望実現のため、積極的な予算編成をとということで、具体的に3点の案件について御質問いただきました。

まず、これらの具体的な案件に対する答弁の前に、財政における全般的な考え方というものを申し上げていく必要があるなど、そんな感じを受けました。

議員御指摘のように、平成23年度の繰越金は2億3,943万7,000円でした。今回の補正予算までの繰越金の計上額は8,859万7,000円、したがって、現在の留保額は1億5,084万円でございます。

この状況を見て、財源にゆとりがあるというお考えのようでございますが、まず最初に申し上げたいことは、少なくとも当初に予定している各事務事業は、全て遂行しておるということですね。それと、次に単年度収支額面で残余金が出たら、新たな事業を執行して使い切ってしまうという、いわゆる使い切り予算的な手法というものはとらないことにしています。将来の財政運営を見通したとき、非常にそういった手法は危険的要素を含んでいると考えております。といたしますのも、繰越金が2億3,943万7,000円出た

といっても、それは臨時財政対策債 2 億 4,810 万円を発行した後の残金であるということとは、議員も御承知のとおりであります。

つまり、一般会計という財布の中には 2 億 3,943 万 7,000 円残っていますが、実はこのお金は 2 億 4,810 万円借金した後に残ったものであるということです。もし、この借金をしていなかったら、866 万 3,000 円の赤字であるということになります。そういう実態からすると、表面的に黒字に見えても実質的に借金の中で成り立っているんだという考え方もできるという、すなわち財源にゆとりがあるということは、必ずしも言えないということを御理解いただきたいと思っています。

それから、当面活用する当てもない基金に積み立てたという御指摘でございますが、昨年度の大きな基金積立金は、義務教育施設整備基金に 1 億 5,200 万円、積み立てをさせていただきました。これは、後年後に計画されております 3 小学校の校舎の大規模改修に備えるものと、昨年度 3 月の定例議会で御説明を申し上げて、御承認いただいたものであります。決して活用する当てもない基金に積み立てたものではございません。

また、昨年度の補正予算では、公債費、債務負担等の繰り上げ償還も 1 億 7,817 万 8,000 円を計上させていただいて、健全性の維持に努めておるところでございます。

そうして、このようなことから、当町の各財政指標は、現在において他町に比較して危機的状況にないことは、これは事実であります。しかしながら、楽観視もできない状況ということではないでしょうか。

平成 23 年度末の基金残高、基金の残高というのは一般家庭でいいますと定期預金に当たるものでありますけれども、その額 23 億 453 万 3,000 円に対し、借入金、一般家庭に置きかえれば、ローンだとか、もしくは借金に当たるものであります。その額は元金だけで 67 億 3,920 万円と、基金を大きく上回っております。

この状況を考えますと、単年度収支において多少のゆとりが出たら、皆様方の一般家庭においては、ローンだとか借金を前倒しで返済して金利を抑制するとか、定期預金をして将来に備えるとか、そんな対処をされると思うんです。私は、次の世代に輪之内町を引き継ぐときに健全な財政状況で引き継ぐことが、今、我々に課せられた使命であると認識をしております。

以上、財政における全般的な考え方を述べさせていただいた上で、議員からの各御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の街灯の電気代の地元負担をなくしていただきたいということですが、先ほども議員御指摘のとおり、第 5 次総合計画において安全・安心なまちづくりを実現するには防犯という見地から街灯をふやすというのがその一方策であると、そんな方向性、それと異なる見解を持っているわけではありません。しかしながら、昭和時代の街灯の更新、また現在、原発停止による燃料費の増大による電気代の値上がり、これらを全て町費で賄うのは、おのずと限界が出てまいります。幸いにも、昨年度の区長会にお

いて電気代の一部負担をお願いいたしましたところ、御承諾をいただいて、今年度より負担をお願いするという事で協議ができたわけでありますので、その点は御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の消火栓や防火用水、井戸などの消防水利を防災のまちづくりのためにも町で管理し、町内のどこでも同じレベルの防災設備を整備すべきではないのかという御質問についてお答えをいたしたいと思えます。

消火栓につきましては、議員も御承知のとおり、地元からの設置要望に応えるべく、毎年度、新設の予算を計上しております。また、防火用水施設である防火水槽及び防火井戸につきましては、昭和46年11月より、地域で設置していただいた施設について補助金を支出することとし、地元に対しての財政支援を行っているところであります。これらの考え方は、今後も継続をしまいたいと考えております。

なお、施設の機能管理の面でございますけれども、消防団が最低毎年3回、大垣消防組合が毎年1回、消防水利の点検を実施し、有事に支障を来さないように管理をしております。現在のところ、消防団や大垣消防組合からは、消防水利の不足によって消火活動に支障を来す地区があるというような情報は入っていないことを申し伝えたいと思えます。

最後に、3点目のほ場整備後の道路舗装について、もっと予算をつけて速やかに進めていただきたいとの御質問でございます。

今までもお答えさせていただいておりますけれども、ほ場整備事業の中で舗装を行うというのは、幹線道路となる路線について実施をされるということで、それ以外の道路については、町の予算等で舗装をすることになります。

ほ場整備地区内の道路舗装につきましては、各ほ場整備地区内とも、毎年、最低1路線は舗装するように努めておりますが、これも今後のことを考えますと、いろいろと課題が出てまいります。今後、生ずるであろう維持管理経費、これはほかの場面でもいろいろ公共施設の維持管理、維持補修についての財源不足がいろいろ言われておりますけれども、ここも同様でございます。維持管理経費の動向を見きわめながら、適切に事業執行をしていく必要があるだろうと、そんなふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、国保税1人当たり1万円以上の引き下げをとという御提案がございました。

議員御出席の6月4日開催の国保運営協議会にて御説明をいたしましたように、平成23年度国保会計の歳入決算額は9億608万6,086円、歳出決算額は8億296万6,230円であり、差し引きいたしますと、御指摘の1億311万9,856円となるものと承知をしております。

その主な要因は、国庫療養給付費が1,452万8,000円増、退職療養給付費が726万4,000円の増、保険税が909万8,000円の増、県調整交付金が370万6,000円の減で、結果として、

歳入が2,788万1,000円ふえ、歳出においては、保険給付費では6,985万1,000円の残、予備費が301万7,000円の残となり、結果として7,523万8,000円の減額と御説明をいたしております。つまり、収入がふえ支出が減ったことにより1億311万9,856円、繰越金が出たと承知をしております。

結果から言うと、これは国保税が多額になったから1億円余りの繰越金が出たというよりも、その他の要因、つまり医療費がありがたいことに見込みほどかからなかったことによることが最大の要因であるものと考えております。

常々申し上げておるとおりでございますけれども、繰り返しになりますが、私どものような小規模保険者において国保加入者の療養給付費、これは普通の医療費でありますけれども、これらの保険給付費がどのような推移をたどるかというのは非常に予測困難な部分もございます。非常に不安定要因が多くて、24年度の国保会計も予断を許さないものと承知をしております。国保税の引き下げに当たって、繰越金を原資にして単年度でやると、繰越金の状況によっては翌年度以降がそれ以上の引き上げになるということにもなりかねません。そうなりますと、被保険者にとっては、より一層の増税感を強くするということになってしまいます。

私も含めてでありますけれども、税負担が軽いほうが望ましいと考えるのは誰しも同じだと思います。しかし、ここが大事な点なんです、国保の制度の維持ができなくなったら、医療を受けたいと思う人が医療を受けられない事態も生ずるというおそれがあります。何としてもそれは避けなければならない。

輪之内町は、保険者として、今後とも町民の命と健康を守るために安定的な制度維持に努めてまいりますので、ぜひとも御協力をお願いします。

次に3点目の、土地開発公社の事業活動についての御質問がございました。

町としての考え方という意味で、その大まかな考え方を申し上げたいと思います。

まず、公社の平成24年度予算によりますと、東大藪工業用地については、造成工事に係る費用、それから南波の工業用地については、用地取得費、測量設計費等を計上されております。その事業に要する財源については、輪之内町土地開発公社において長期借入金4億7,400万円が計上され、その担保として、平成24年度輪之内町当初予算の債務負担行為をしておりますが、その債務負担行為で町が平成24年度から28年度までの期間、土地開発公社が借り入れる企業誘致事業の資金に対する債務の損失補償をお認めいただいております。返済につきましては、最長5年で返済する計画でございますが、公社では、可能な限り早い時期に資金回収を図るべく種々の協議を行っております。

企業にとっては、現在、非常に経営上の判断が難しい経営環境にあるわけですが、私どもとしては、将来を見据えて有望企業を輪之内町へ誘致するチャンスを逃さないためにも、そしてまた企業の意思決定の経営スピードに対応していくためにも、誘

致の受け皿というものを先行して整備するということは必要だと考えております。

なお、現在のところ、東大藪の工業用地については、誘致する企業など具体的なことが決まっている段階には至っておりません。

また、南波の工業用地について、株式会社エフピコの要請に基づくものかというお尋ねがございました。当該企業からは、中部地域の拠点として、この輪之内町における企業規模を拡大したいという、そんな意向が示されております。私どもとしては、地域振興の一環として誘致した企業が当該地に根差して、事業活動の基盤をより一層整備したいという思いを抱いていることは、非常に喜ばしいことだと受けとめております。それに特段の問題があるとは考えておりません。

以上で、森島議員に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、予算の関係ですけれども、今、細かい数字を幾つかいただいて、議会のほうにも示されておる数字かと思えますけれども、今、ここでそれについて吟味するということはちょっと難しいわけですが、まず臨時財政対策債もたしかあったと思うんですけれども、臨時財政対策債というのは、これは地方交付税の代替財源として認められていると。要するに、これは借金といえども、当町の自主財源の一部であるというふうに思うわけです。したがって、臨時財政対策債を借金と考えて、その借金返済のために将来的に財政が困難になるというようなことは、これはないのではないかとこのように思います。

今、基金が23億に対し、借入金で67億円であるというふうに言われましたけれども、この67億円というのは下水道を含めての借入金ではないかというふうに思うわけですね。一般財源、特別会計といいますか、下水道以外の借入金は、ちょっと今ここではっきり記憶しておりませんが、これでいくともっと少ないのではないかとこのように思うわけです。

この下水道会計というのは、ちょっと特殊な事業ではないかと。本来、この田園地帯において公共下水が本当に必要なかどうかというところが問題にされているときに、裁判闘争もあったわけですが、それをあえて行っている。財政破綻は来さないという当時の執行部の考え方のもとに、この公共下水が進められてきた。それが結果的には、今、厳しい状況になってきているということは理解していますけれども、そういう問題であるというふうに思います。

やはり当初予算においてこれだけはやるということで予算に計上されて、それが決算において余剰金が出てくるということは、それは住民に我慢を押しつけた上で余剰金を

出してくるといふふうになるんじゃないかと思っています。本来、第5次総合計画に従ってあるべき姿に持っていくためには、当然必要な財源は、確保しながら進めていかなければならないはずであります。そういったときに、多額の余剰金を出すというようなやり方というのは、やはりどうかと。したがって、当初予算においてもっと緻密な予算を立てて、計画的な事業推進が望まれるのではないかと。4億とか3億というような実質公債費比率が16%とかになるようなことであっては、やはりこれは計画的な財政運営ではないといふふうに私は思います。したがって、住民に対する要望実現を積極的に進めていただきたい。

したがって、この街灯についても、本来、公共的な性格を持つ経費を地元負担にするということは、これは法的にどういう根拠があるのか。

例えば、以前は道路の側溝整備、これについても地元負担がありました。けど、これは地方自治法に反するというので、これが今では地元負担ゼロで道路側溝の整備が行われています。

で、特定の地域だけのものであれば、当然地元負担といふのは出てくると思います。街灯といふのは、特定の地域のものではなくて町全体のものです。特定の地域を指定できない、そういうところのものが、なぜこの地元負担になるのか。地元負担を徴収するといふ、その法的な根拠を明らかにしていただきたい。

町が財政を収入するに当たっては、調定をかけて、そしてやらなければならないはずであります。やみくもに町民から税金以外の負担金を取るということは、これは何らかの法に基づかなければできないと思いますけれども、街灯の電気代を徴収するといふ、公共的な設備の維持費を特定の地域の人をお願いするといふ、その法的な根拠を教えてくださいたいと思います。

それから、防火用水、消火栓につきまして、これも消火栓のホースが不足しているとか、あるいは消火栓ボックスがさびて壊れかけている。それがなかなか地元の負担が大変だからといふことで進んでいないといふところもあるわけですが、これも地元負担じゃなくて、やはり町で管理できるようにしていただくと、町全体が同一レベルのそういう防災設備が整うことになる。安八町なんか見ますと、全て消火栓のボックスに書いてあるのは、「安八町」という名前がある。ところが、輪之内町では、消火栓のボックスには地区の名前がある、ここに安八町と輪之内町との違いも見えている。お隣の安八町が町営でやっておられるなら、輪之内町も町でやってもいいではないか、やるべきではないか。これらも地元住民の方に負担をお願いしていることになるわけですから、もちろん財政がふんだんにあるというわけではないと思いますけれども、余剰金が2億、3億と出るというような、そういうような情勢であれば、このようなことも可能ではないかといふふうに思うわけですので、やっていただきたいといふふうに思います。これについては最初の答弁と重なるかもしれませんが、要望だけにしておきます。

それから、ほ場整備後の道路舗装につきましても、これも要望だけですけれども、もっとスピードアップしてやっていただきたい。一番最初の財源の問題のところ絡んでくるわけですので、これもやる気になれば、もっとふやすことができるというふうに思っておりますので、ぜひそういう積極的にやっていただきたい。

特に経済不況と言われる中、やはり金が回らないことには経済は発展しない。こういう不況なときこそ、どんどん工事を発注して、町民の要望実現を図っていけば、それだけ経済も発展していくことになる。将来のことを考えて、金を出し惜しんで蓄えていくだけでは経済は発展しないというふうに思いますので、今は本当にデフレから脱却しなきゃならないと言われていたときに、積極的な財政運営を進めていただきたいというふうに思います。

それから国保税の問題につきましても、今のところ、3,300万円の余剰金、宙に浮いた金がある、未計上の繰越金があるわけです。これは余剰金が出たのは、増税をしたからではないというふうに言われましたけれども、もちろんほかの要因もあるでしょうけれども、増税が大きな要因になっていることは、これは紛れもない事実ではないかというふうに思うわけです。だから、この20%以上も上げるなんてことは、常識では考えられないことを平成23年度にやった、そういう認識はどのように思っておられるのか。

賃金が下がっている、所得が下がっている、物価が下がっている、そのときに輪之内町は20%も税金を上げたんです、低所得者に対して、その辺の反省点は全くないということなんですか。その辺の考え方を、もう一度改めてお伺いしたい。

そして、この3,300万円あれば、今、国保の加入者が2,500人前後だと思いますけれども、2,500万あれば1人1万円の、単純に計算してですけれども、1万円の引き下げができるわけです。今、予算に未計上の宙に浮いた3,300万というものがあるわけですから、これを有効に活用すれば、十分可能だというふうに思うわけです。ぜひとも、これは実現していただきたい。できないというなら、なぜできないのか、お伺いしたいと思います。

それから、土地開発公社につきまして特別の企業のためにやるというのは、公有地の拡大の推進に関する法律、あるいは輪之内町土地開発公社定款のどの部分に該当するのか。

土地開発公社の定款で見ますと、目的は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと、それが目的になっていますね。それから、業務の範囲としては、土地開発公社は、第1条の目的を達成するために公有地を拡大することができる。道路、公園、緑地、その他の公共施設、または公用施設の用に供する土地、公営企業の用に供する土地、そのようなことが書いてありますけれども、特定の企業の要請に基づいて、その土地開発公社がやることができるという、その法的根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御質問をいただきました。総括的にお答えをさせていただきますが、まず臨時財政対策債、これは地方交付税の肩がわりとして、言ってみれば延べ払いの交付税みたいなものじゃないのかというお尋ねについては、そのとおりでございます。ですが、これは現在、いろんな話題になっております財政4指標の中では、あくまで借金として捉えられておりますので、その辺の扱いをめぐる議論の余地はあるだろうと思います。

それと、出口ベースの交付税が、やっぱりいろんな政治状況、考え方によって、かなり増減をしております。具体的な例でいえば、三位一体改革のときには何億という単位で地方交付税が減ったときもございます。今後、今、ちょうど衆議院選挙が真っ最中でございますが、新しい政権が地方との関係を整理する中で、どのような地方交付税に対して考え方を持ってくるのか、やや不安定な状況がございます。そこで、やはりきちっとした堅調な財政運営というものは現状では必要だろうと、そんなふうに思っております。

それから、我慢の押しつけじゃないかという話でございます。確かに無駄な予算は計上していませんから、その部分でいろんな事業を精査する中で、やはり今やるべきでないという判断の中でやっていないものもあると思いますけれども、でも、それは今の状況の中で、きちっと健全財政を維持しながら、やるべき部分はやり、先に延ばせるものは延ばすという選択をした結果でございます。

余剰が出たのはどうなのかという話については、これはむしろ余剰が出たからおかしいと言われるよりも、余剰が出るように努力したほうを本当は評価していただきたいんですが、そういう状況にならなくても、緻密な財源計画、それから事業執行計画をもっと検討すべきじゃないのかという御質問については、叱咤激励も含めて、我々はその数字の精査に今後とも努力をさせていただきますということだけ申し上げておきます。

それから、街灯について本来の公共的なものなのかどうかと、かつて20年ぐらい前に、確かに議員御指摘のとおり、道路側溝の負担について議論があつて、それはおかしいじゃないかという議論があつたことは私も承知しておりますが、確かに道路側溝でありますから、これは明らかに道路施設でありますから、これは道路が公共施設でないなんて言う人は誰もいません。そういう意味で、そこに地元負担を押しつけたとか、それはいろんな経過があつて、早くしてほしいということとの妥協点としてそういうものが各団体で行われて、それが一般化してしまつて、やっぱり最終的には問題が生じたということだろうと思っておりますけれども、それはないにこしたことはないわけですし、それはそういう形で決着を見たと思うんですが、今回のこの街灯についても、確かに最初から私どもが全部街灯をつけて、それを管理していて、途中で電気代をお願いしたと

ということになると、何でやということに多分なるんでしょうけれども、いろんな経過を見ておきますと、個人で設置された部分もございませう。それを最終的にどんな形で本来のあり方に整理していくかという、言ってみれば過程の段階でいろいろ財源措置を考えながら、あるべく方向へ向かっていくと、その過程（プロセス）の問題だろうと、そんなふうに思っております。

消火栓については、先ほど議員がおっしゃったとおりだと思います。

それと、舗装の中で、これは舗装自体は要望ですが、経済不況のときほど金を回すことが必要じゃないのかと、確かに経済学者の中でそういう議論を言われる方もお見えになりますし、幾つかの政党の主張の中で、そういった経済運営の中で、結果的に経済のパイを大きくして、先ほどもおっしゃいましたけれども、結果的に税収を大きくすることにもつながるのかという議論があることも承知をしております。しかし、それを全く否定しているわけでもなく、やるべき公共事業についてはきちっとやっておるという前提の中で、実は上げ潮派の経済運営というのは非常に耳ざわりのいい部分がございます。実はいろんな手法の中で、いろんな課題も出ております。いろんな経済雑誌なんかを見ていても、そういう論調を張られる方と、そういう名に隠れて無駄なことが行われることは、やっぱりそぐべきだということですけど、いろんな多種多様な御意見があることは事実でございます。一つの貴重な御見解として受けとめたいと思っております。

それから、国保税の繰越金についてでございます。他の要因が多いという説明を先ほどさせていただきました。税率が20%を超す値上げになったのはやり過ぎじゃないのかとか、現象的にそういう数字になってしまったということは事実でございますが、これは国保税とはいうものの、言ってみれば一部の、これは本来は国保を税で取ったり、国保料で取ったりしておるわけでございますが、一般的な意味の税金と少し性格が異なるということは、もう今さら私が言うまでもなく、議員も御承知のとおりでございますので、それ以上の議論はしませんが、そういう意味で税率に対する物の考え方が、それは結果としての税率ということでございますので、その辺は、やっぱり御理解をいただきたいと思っております。

それから土地開発公社、これは公拡法のどこにと、一番おっしゃりたかったのは、特定企業の要請に基づいてというふうにおっしゃられたと思いますが、私は慎重に言葉を選んで先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけれども、地域振興のために、私どもが誘致した企業が中部地域の拠点として、そこで企業規模を拡大したいという意向が表明されたとは言いました。それを受けて私どもが検討した結果、それは誘致企業の拡大も含めて地域振興上必要があるものについて、公社がかむことに特段の法的に何かを妨げる理由はないという意味で申し上げたわけでありますので、誤解のないようお願いいたします。以上でございます。

○議長（北島 登君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

御質問を受けましたんですけれども、私どもが関係しますのは消防設備の関係でございましたが、要望ということで受けとめてほしいということでございましたので、そのようにさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

予算の関係についても、先ほど町長が答弁いたしましたとおりでございますが、確かに臨時財政対策債は交付税の代替え措置でございますし、先ほど67億円の借入金のうち、下水も含んでおるのではないかとございまして、下水道も含んでの67億円でございまして。ちなみに、下水道関係の債務については35億7,000万、下水道以外は31億6,400万ということでございまして。

実質、交付税の代替え、そしてあるので借金ではないかということではありますが、実際には借り入れをして、その分は事実返済しておりますので、借金には変わらないということで、このことについては財政指標に影響が出るものですから、私どももそういった指標を管理し、財政状況を見きわめるという点から、こういったことを常に頭に入れておるわけでございまして。

それと公社の関係につきましては、これも同じく先ほどの町長の答弁にはございませんが、阻害する制約は何もないというふうに認識しております。

ちなみに、言いますと、エフピコ側から要請があったのは事実でございますし、その要請に対して私どもで検討をした結果、御存じのように、エフピコは平成4年、当町の下大樽地区に進出されて中部工場を建設されて以来、平成22年度に南波地区においては配送センター、ピッキングセンター、そしてその隣に中部リサイクルセンターを建設されておることは御承知のとおりかと思っております。事業内容につきましても、今さら私どもが説明するまでもありませんが、簡易食品容器の製造・販売並びに関連包装資材等の販売を行っておみえになります。数値的なことをデータでいうと、2012年3月期の売り上げは1,556億円、経常利益は同時期で149億円、従業員数、グループ全体は3,781人を抱える優良企業であるというふうに考えております。

そこで、事業を拡大したいということで、もし、私どもが、それはちょっと応えられませんよということで、そういったことで他市町村へ進出されたということになれば、そこに生まれるべく税金や雇用機会の損失額は非常に大きなものになってしまうということをお察すると、やっぱりこういった町内既存企業が業務拡大に伴い、用地取得を計画されているならば、町内にとどまってもらえる措置を講ずることが私ども企業誘致に携わる者の仕事であろうというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、国保税についての御質問でありまして、3,300万の余剰金が宙に浮いておると、大変な税額を上げたのはどのような認識であるかということ、そして1万円の引き下げができないかという御質問だと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、宙に浮いておるといことはございません。繰越金につきましては、12月議会で5万円の補正を受けまして、7,870万4,000円の繰越金でございまして、1億311万9,856円から引きますと、12月末の保留高は2,441万5,856円ということでございまして、これにつきましては、また3月のほうで補正があるかと思しますので、3,300万円といことはございません。

また、認識はどのように考えているかということでございますが、この国保は社会保障という制度でございまして、医療費を誰が負担するのかという問題でございまして、加入者が被保険者として医療費を何とかしていくという制度でございまして、社会保障としての考え方を持っていて御理解を得たいということでございます。

また、引き下げができないかということでございますが、国保という会計は特別会計でございまして、また独立採算制の会計というのは御承知かと思えます。歳出において保険給付費等の事業が決まって、その後に国庫補助金等の歳入を勘案し、残りを保険税で補うという制度でございまして、現時点では来年度の給付費の伸びをまだ予測中でございますし、また被保険者の所得については、来年の2月の確定申告を待たなければならないということでございますので、現段階では所得が捕捉されておられません。この段階で被保険者の費用の負担に関することについて言及いたしますことは、被保険者の方々の無用な混乱や誤解を招きかねませんので、何とぞ御容赦を願って、今後、慎重に関係資料を精査いたしまして、そして検討し、今後開かれます国保運営協議会において町の方針を御説明し、御理解を得て、後、議会に諮ることは諮っていきたいというふうを考えておりますので、よろしく御理解のほうをお願いします。

○議長（北島 登君）

住民課長 松井均君。

○住民課長（松井 均君）

ただいま税務課長のほうから御説明がありましたように、少し繰り越しについて御説明をさせていただきます。

総額で1億311万9,000円ほどあるというところございまして、現在、12月末の留保額が2,441万5,000円ということになってございます。内訳といたしましては、当初予算で3,600万計上しておりました。それから、6月の補正で3,383万4,000円補正をしております。9月では881万9,000円の補正、この12月では5万円の補正を計上してござい

て、先ほど税務課長が申しましたように、7,870万4,000円の予算計上しているところがございます。

繰越額につきましては、留保額としてまだ2,441万5,000円ということございまして、その2,441万5,000円につきましても、6月及び9月の議会、または委員会の中でも申し上げましたけれども、国庫療給の返還分がありますよと、3月でお願いしますというふうなお話もさせていただいておるとおもいますけれども、その部分が2,300万でございますということで、約100万ほどの留保としてはございますけれども、3,300万ということではございませんので、御了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

街路灯事業につきまして簡単に説明させていただきますと、まず輪之内町より商工会のほうへ街路灯維持費として委託をいたします。これは歴史的な今までの流れの中から、商工会のほうへ委託しております。その中で、近年、昭和時代につくられた街路灯が頻繁に故障すると、更新をしなければいけないという状況になりまして、何とかその費用を捻出できないかということになりまして、一部負担を区長会においてお願いしたところ、承諾を得たということで、一部負担のほうをお願いしたというのが事実でございます。

それで、負担金の請求は、商工会のほうから各区のほうへ行きます。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（北島 登君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

いろいろと詳しく御答弁をいただきました。今の街灯の地元負担の法的な根拠をお伺いしたのに、それに対する答弁がなかった。一定の、私が先ほど述べましたように、住民から負担金などを徴収するような場合に、何らかの法的根拠がないことにはできないのではないかというふうに思うんですけれども、とにかく金を出せというようなことは、行政としてできないのではないか。それ、できるんですか。それは法律関係ですので総務課のほうになるか、経営戦略になるか知りませんが、そういう法的な根拠というものを明らかにしていただきたいと思っております。

それから、土地開発公社の予算書、24年度事業計画はあるんですけれども、ところが、予算書がついていない、なぜ予算書がついていないのか。議会に報告された書類にはついていない。これ、21年度まではついてたんですよ。

先ほど町長のほうから、損失補償を債務負担しているというような答弁がありました

けれども、4億7,400万円の借り入れで、輪之内町が損失補償の債務負担行為を行っているということなんですね。だから、その辺の詳しい説明も、ちょっとこれは僕はあんまり記憶がないんですけれども、そういうことも明らかにするためにも、やはりこの予算書というものもしっかり出していただきたい。なぜ出されていないのかということも、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、結果的にエフピコのためにやるということになっているということです。別にエフピコのためにやるということが悪いというふうには思うわけではないんですけれども、やっぱり法的に見た場合には、町長は言葉を濁して曖昧な表現をされた。表現を曖昧にするかどうかが問題じゃなくて、実態がどうなのかということですので、実態がそういうことであれば、やはり法的にクリアしていないと、後々問題になったときに、これは大変なことになるんじゃないかというふうには思うわけですので、やはりそのところはしっかりとけじめをつけて、だらだらにならないようにしていただきたいというふうには思うわけです。

先ほど言われたように、繰り返しですけれども、エフピコを何も悪い企業だというふうには言っているわけじゃなくて、それから戦略課長が言われたように、エフピコがよそへ行ってしまったら、それは輪之内町にとっても残念ということになるかもしれませんので、決してそのこと自身を問題にするんじゃなくて、やはり法的にきちんとクリアできるような形でやるようにしないとだめではないかというようなことを思ったので言っておるわけです。

それと、土地開発公社で債務負担行為で輪之内町が損失補償をするわけですが、そういう中で人件費、これも予算書がないから、どのくらい使っているかわかりませんが、今年度から新たに土地開発公社に事務局長ですか、事務局員ですか、新たな人を配置してやっておる、そんなゆとりがあるんですか、土地開発公社の予算というのは。そののところ、どういういきさつでそういう人員を配置したのか、そのところもお知らせ願いたいと思います。

それから国保税につきまして、国保というものはどういうものかということは、もちろん言われるまでもないことですが、皆保険を維持するためには滞納者をなくすということが最も大きな目的のはずですよ。この国保財政を維持するために、どんどん国保税を上げておいたら、滞納者がどんどんふえて、その皆保険から脱落者が出てくる。町長や税務課長は、滞納者がふえるということについてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北島 登君）

戦略課長 荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

開発公社の関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど24年度の予算書がない、議会に報告がないということでございますが、ちょっと認識の誤りといいますか、ちょっと行き違いから、私どもとしては、当開発公社の中に理事でお二方お入りいただいております関係で、その辺のことはいいのかなあというふうな認識を持っておいて、実は事務的にそれでいいのかなあというふうに思っております。

予算書、決算書については、別にこれは隠すものでも何でもありませんので、最終的に公表するものでございますので、理事会での議決を経たら、1部、議会事務局のほうに上げさせていただくとか、そういう手法を今後とっていくと。それで、そういったことで、こういったことがないようにするのも一つかなあというふうに考えております。

あと、特定の企業を誘致するのを法的根拠はクリアしておいたほうがいいということでございますが、土地開発公社設立の大原則といいますか、趣旨は、公拓法にもたれておるものですから、公拓法の観点であろうというふうに、今、ちょっと手元に資料がないもんですから明確には申し上げられませんが、予測ですが、公拓法の範囲で対応できるというふうに思っておりますし、この一企業に関して言ってもいいのかということに対して、実は県とか国なんかにも問い合わせました。県に関しては企業誘致課等と、それとあと国に関しては中部経済産業局等に確認しましたが、いずれもそういったことに対して法を犯すような行為ではないというふうな回答でございましたので、私どももそういった法によって、こういった行動といいますか、事業が制約されるものではないというふうに認識をいたしております。

そして損失補填の関係でございますが、当初予算の第2表、債務負担行為の中に、開発公社の事業についての債務負担の項目を掲げております。その中に損失補填ということで掲げておりますので、また御確認をいただけたらというふうに思っております。

その人件費というのは、その損失補填の中に入っているかどうかという確認でよろしいですか、と質問してはいけないんでしょうけど。

私どもの認識は、この損失補填の中に人件費までは含んでおりません。人件費を含む場合は債務保証となりますので、あくまでも開発公社が具体的な事務事業に係る損失を出したときに町が肩がわりするという損失補填でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北島 登君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

先ほどの森島議員の御質問は、国民健康保険の皆保険制度を保つためには滞納をなくすことが重要だと、そのことについてどのように考えておるかということだと思っておりますので、回答させていただきます。

まず、私たちの住む日本というのは、御承知のように、民主主義国家であるとともに

法治国家でございます。日本国憲法には国民の三大義務がございます、その中に納税の義務というのがございます。これが、まず町民の皆さん方にもお話ししなければならないこととございまして、義務を保たれた上に権利を主張していただきたいと、それが国民合意のものと理想の国家ではないかなというふうに考えておるわけでございます。

さて、お尋ねの件についてお話しさせていただきますと、現下の厳しい経済状況の中で期日を守って税金を払ってみえる方が見える。その中で、自分の生活や、快樂というか、趣味ばかりで税金を払わない方もお見えになる。また、生活が苦しくて払えない方もお見えになるかと思えます。いろいろな方で税金の滞納があろうかと思えます。私どもは、地方自治法に基づきまして、職員の職務専念義務に基づきまして、税の徴収を適切に行うと。また、本当に苦しい方につきましては、納税相談をしながら、その生活状況をお聞きして、適切なる徴収事務を行っていきたいという覚悟でございます。以上です。

○議長（北島 登君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

先ほども申しましたように、これはあくまでも商工会の街路灯事業委員会から、各区に対するお願いでございます。お願いに法的根拠はございません。

○議長（北島 登君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

土地開発公社の人件費につきましては、当然これは公社が事業をやるためには人件費も含めて必要なコストを予算計上してやっております。それに尽きると思えますが、それ以上でも以下でもないと思えます。

○議長（北島 登君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○議長（北島 登君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（北島 登君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（北島 登君）

日程第4、議第67号、議第68号を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野利通君。

○総務産業建設常任委員長（浅野利通君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月11日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、参事兼会計管理者、調整監、各課長、関係者の出席のもとに審査をいたしました。その経緯と結果を報告いたします。

議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、セシウムは自然界に存在するものなのか、核分裂により発生するものなのかの質問に対し、自然界に存在するものなのか、核分裂により発生するものなのかは即答できないが、原子力発電所で事故が発生した場合に放出される放射性物質の代表的なものがヨウ素131、セシウム134、セシウム137と言われているため、これらの物質について検査することとしたとのことでした。

原子力発電所の付近にはモニタリングポストがあるが、県でも設置しているのかの質問に対し、この地域で最も近いところでは西濃総合庁舎に設置され、24時間観測が行われており、インターネットでも線量の確認ができるとのことでした。

放射性物質の検査はどこで行うかの質問に対し、町内各地区を代表する地点として、3小学校と中学校で実施するとのことでした。

各保育園では実施しないのかの質問に対し、財政的なこともあり、多くの箇所では実施することはせず、各地区を代表する地区として小・中学校で実施するが、放射性物質が飛来し堆積するとすれば局所的に堆積するとは考えにくいことから、小学校に近い保育園については、小学校の測定結果より推定できるものと考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、放射性物質検査についての国の補助金措置はないのか、国は、特定地域のこととして市町村個別対応とするのではなく、国全体のこととして財源措置をすることを要望できないかに対し、現状では国の補助金制度はないが、機会があれば国に財源措置をするよう要望していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 上野賢二君。

○文教厚生常任委員長（上野賢二君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成24年第4回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、12月11日午前9時より、協議会室において委員9名全員出席のもと、執行部側より町長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、終結いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、3保育園とも全てエアコンにしたのかの質問に対し、冷暖房は全てエアコンに切りかえましたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、職員給与が足らなくなったのは4月の人事異動の関係なのか、どうして12月補正なのかの質問に対し、必要な時期において行うものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（北島 登君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第67号 平成24年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第68号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、議第68号 平成24年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

日程第5、発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第6、発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

田中政治君。

○6番（田中政治君）

発案書の前に、議員発議でございますので、趣旨の説明を簡単にさせていただきます。

発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例については、平成24年9月5日、地方自治法の一部改正が公布されたことに伴い、改正するものであります。その内容は、議会運営に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について地方自治法で定めていた事項を市町村の条例に委任するものであります。

発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり発案する。平成24年12月13日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、賛成者、輪之内町議会議員 浅野利通。輪之内町議会議長 北島登様。

輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例。

輪之内町議会委員会条例（昭和62年輪之内町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、第1項から第3項までとして次の3項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第

1条ただし書の政令で定める日から施行する。

以上でございます。

次に、発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則については、発議第2号と同様に、平成24年9月5日、地方自治法の一部改正に伴い、改正するものであります。主な内容は、1点目は、法改正に伴う条項の改正です。2点目は、法改正により、議会本会議において公聴会の開催、参考人の招致をできることとした点であります。

発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則について。

輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり発案する。平成24年12月13日提出。提出者、輪之内町議会議員 田中政治、賛成者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、賛成者、輪之内町議会議員 浅野利通。輪之内町議会議員 北島登様。

輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則。

輪之内町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 会議録（第117条・第118条）」「第15章 全員協議会（第119条）」「第16章 議員の派遣（第120条）」「第17章 補則（第121条）」を、「第14章 公聴会（第117条から第122条）」「第15章 参考人（第123条）」「第16章 会議録（第124条・第125条）」「第17章 全員協議会（第126条）」「第18章 議員の派遣（第127条）」「第19章 補則（第128条）」に改める。

第17条第1項中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

「第121条」を「第218条」とする。

「第17章」を「第19章」とする。

第16章中「第120条」を「第127条」とする。

「第16章」を「第18章」とする。

第15章中「第119条」を「第126条」とする。

「第15章」を「第17章」とする。

第14章中「第118条」を「第125条」とし、「第117条」を「第124条」とする。

「第14章」を「第16章」とする。

第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会。

（公聴会開催の手續）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人。

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条（（公述人の発言））、第121条（（議員と公述人の質疑））及び第122条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。

附則、この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

以上でございます。

○議長（北島 登君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(北島 登君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 輪之内町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則についての討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北島 登君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 輪之内町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

○議長（北島 登君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北島 登君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（北島 登君）

これで本日の日程は全部終了しました。

平成24年第4回定例輪之内町議会を閉会いたします。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午後0時04分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月13日

輪之内町議会 議長

署名議員

署名議員